

東播磨圏域災害時保健医療マニュアル

平成28年3月（令和2年2月改定版）

目 次

I	基本的事項	
1.	目的	P 1
2.	本マニュアルの位置づけ	P 1
3.	本マニュアル活用の対象被害想定、対象期間など	P 2
II	体制・組織	
1.	大規模災害発生時の東播磨圏域における 保健 医療連携体制	P 4
2.	東播磨災害時地域 保健 医療対策会議	P 8
III	情報収集と伝達	
1.	大規模災害発生時の医療関連情報の収集・共有	P 13
2.	災害時医療情報システム	P 15
IV	その他保健医療等への対応	
1.	感染症の防止対策	P 18
2.	被災者の健康対策	P 18
3.	被災者の歯科保健対策	P 18
4.	被災者のこころのケア対策	P 19
5.	精神障害者への保健医療対策	P 19
6.	難病患者等への医療対策	P 19
7.	透析患者等への医療対策	P 19
V	関係機関・団体等連絡先	
1.	関係機関・団体	P 21
2.	行政無線（衛星回線：地上系回線）	P 24
3.	医療機関	P 25
VI	関係資料	
1.	D M A T（災害派遣医療チーム）	P 30
2.	医療救護班	P 33
3.	J M A T（日本医師会災害医療チーム）	P 34
4.	D P A T（災害派遣精神医療チーム）	P 35
5.	D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）	P 38
6.	衛星携帯電話	P 40
7.	救護所設置予定場所	P 41
8.	東播磨圏域 災害医療マップ	P 43
VII	参考文献	P 45
VIII	東播磨圏域災害医療マニュアル作成時 東播磨災害時地域医療対策会議 構成員	P 46

I 基本的事項

1. 目的

災害発生時には、東播磨圏域内の3市2町（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）が各市町で定める地域防災計画に基づき、救助・救護活動をはじめとした災害医療対応を実施する。しかしながら、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時には、市町域を越えた、あるいは東播磨圏域、さらには県域を超えた対応が必要となることが想定される。

東播磨圏域災害医療マニュアルは、そのような大規模災害発生時に、発災直後からの東播磨圏域の医療機関の被災状況や傷病者発生状況を可及的速やかにかつ正確に、継続的に把握し、その情報を加古川健康福祉事務所、あかし保健所、各市町、医療機関・医療関係団体等と共有することで、DMAT^{※1}をはじめとした医療チームを市町という行政の枠を超えて適切に配置するための基本的事項、ならびに慢性期における保健医療対策を円滑かつ効率よく実施するための基本的事項を定めたものである。令和元年8月に兵庫県健康福祉部医務課の「地域災害救急医療に係るマニュアル指針」が改正され、名称を「東播磨圏域災害時保健医療マニュアル」に変更した。

2. 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、市町域を超える大規模災害発生時における、東播磨圏域内の加古川健康福祉事務所、あかし保健所、各市町、医療機関・医療関係団体の連携体制、協働の指針を示すものである。市町における救助・救護活動については各地域防災計画等に基づき実施されるとともに、各医療機関・関係団体における具体的な医療救護活動については、個別の計画、指針、マニュアル等に基づき実施されたい。

図1 東播磨圏域災害時保健医療マニュアルと市町地域防災計画との関係

【東播磨圏域】

「東播磨圏域災害時保健医療マニュアル」に基づく

- ・ 医療情報の収集・共有
- ・ DMAT、医療チーム等との連携
- ・ 広域的な連携・協働
- ・ 医療チーム等の配置調整 等

「地域防災計画」

に基づく

救助・救急活動

【明石市】

「地域防災計画」

に基づく

救助・救急活動

【加古川市】

「地域防災計画」

に基づく

救助・救急活動

【高砂市】

「地域防災計画」

に基づく

救助・救急活動

【稲美町】

「地域防災計画」

に基づく

救助・救急活動

【播磨町】

※1 DMAT：災害派遣医療チーム、Disaster Medical Assistance Team、参照P30

3. 本マニュアル活用の対象被害想定、対象期間 など

(1) 対象被害想定

本マニュアルは、県内又は県外から医療の応援を仰ぐ必要のある規模の災害等を想定している（地震、水害、大規模事故等の種類は基本的には問わない）。具体的には、

- ① 市町域を超える、広範囲に甚大な被害が発生した場合
- ② DMATによる広域医療搬送が必要となる甚大な被害が発生した場合 等

(2) 対象期間

大規模災害発生直後の初期救急段階（超急性期、急性期）から、避難所等で医療チーム等による医療救護活動が行われる中長期（亜急性期、慢性期）までを対象とする。

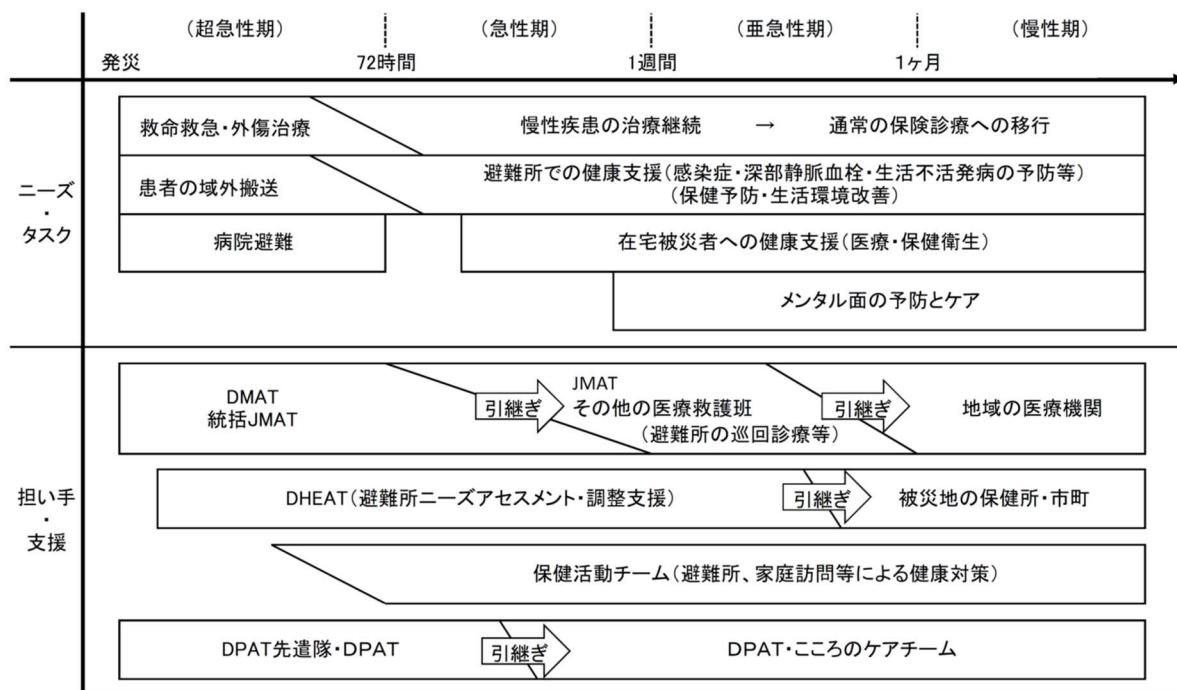
※ 「日本DMAT活動要領」では、DMAT 1隊あたりの活動期間は、その機動性を確保する観点から、移動時間を除き概ね 48 時間を基本とし、災害の規模に応じて、活動が長期間（1週間等）に及ぶ場合は、2次隊、3次隊等の追加派遣で対応することとされている。

(3) 災害時の保健医療に係るニーズや活動の経時変化

災害時の保健医療活動へのニーズは、時間の経過により変化します。

フェーズごとの主な保健医療のニーズ等は、概ね以下のように想定されます。

【参考：大規模災害時の保健医療ニーズと活動の経時変化のイメージ】



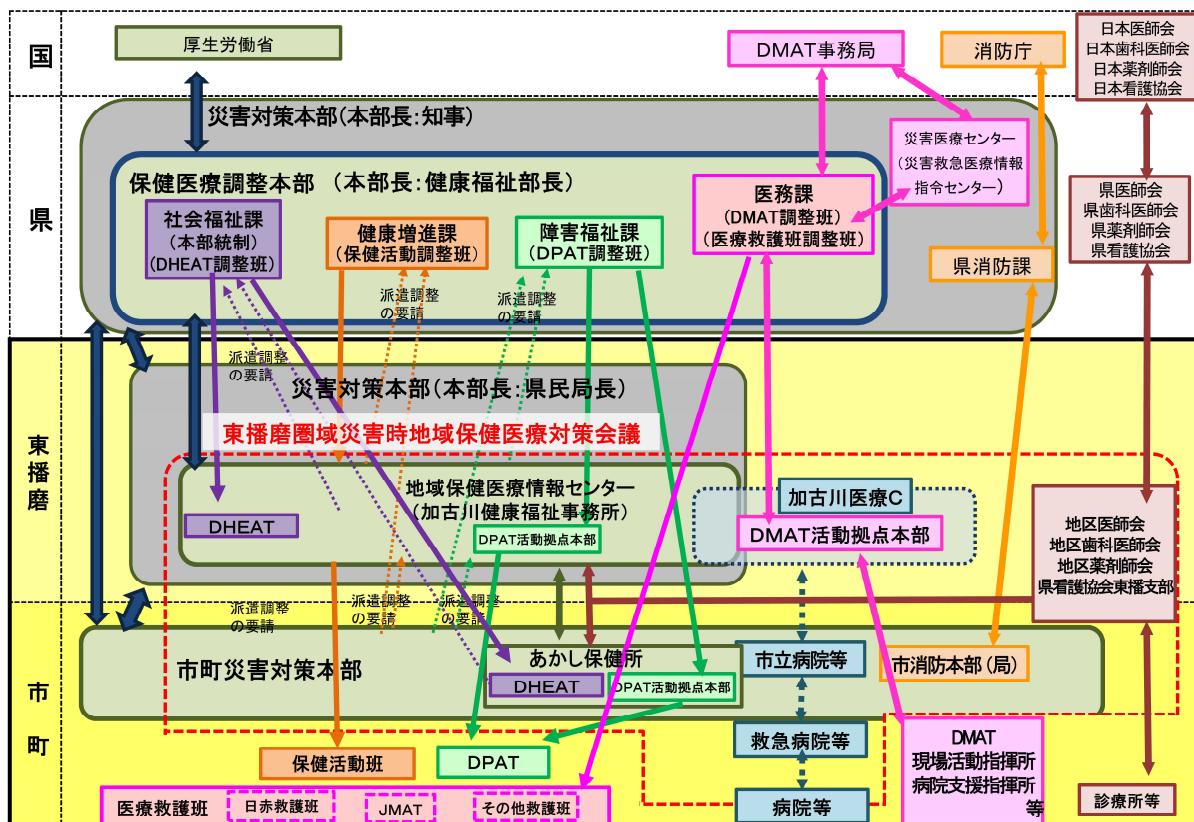
- ※ H30.3.20 厚生労働省通知「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」添付資料等を参考に整理
- ※ 地震を想定したイメージ図であり、水害等必ずしも発災時点が明確にならない場合もある。
- ※ 実際の展開やニーズについては、災害の規模や態様、種類に応じて変動する可能性があり、段階どおりに進行すると限らないことに留意。
- ※ 災害救助法に基づく医療救護活動を実施できる期間は、原則災害発生の日から14日以内となっており、近隣の医療機関が通常の機能を回復した時点で終了となる。
なお、災害の規模が大きく社会的混乱の甚だしい場合等であって、災害地の特殊事情から14日を超えて医療救護活動を実施しなければならない場合は、期間を延長することとなる。

II 体制・組織

1. 大規模災害発生時の東播磨圏域における保健医療連携体制

大規模災害が発生した場合、県は災害対策本部の内部組織として保健医療調整本部を立ち上げ保健医療活動の総合調整を行い、東播磨圏域では、災害対策地方本部の下、地域保健医療情報センター（加古川健康福祉事務所）が関係機関と連携して保健医療活動に係る情報の整理及び分析・総合調整を行う。

図2 大規模災害発生時の東播磨圏域における保健医療活動の体制



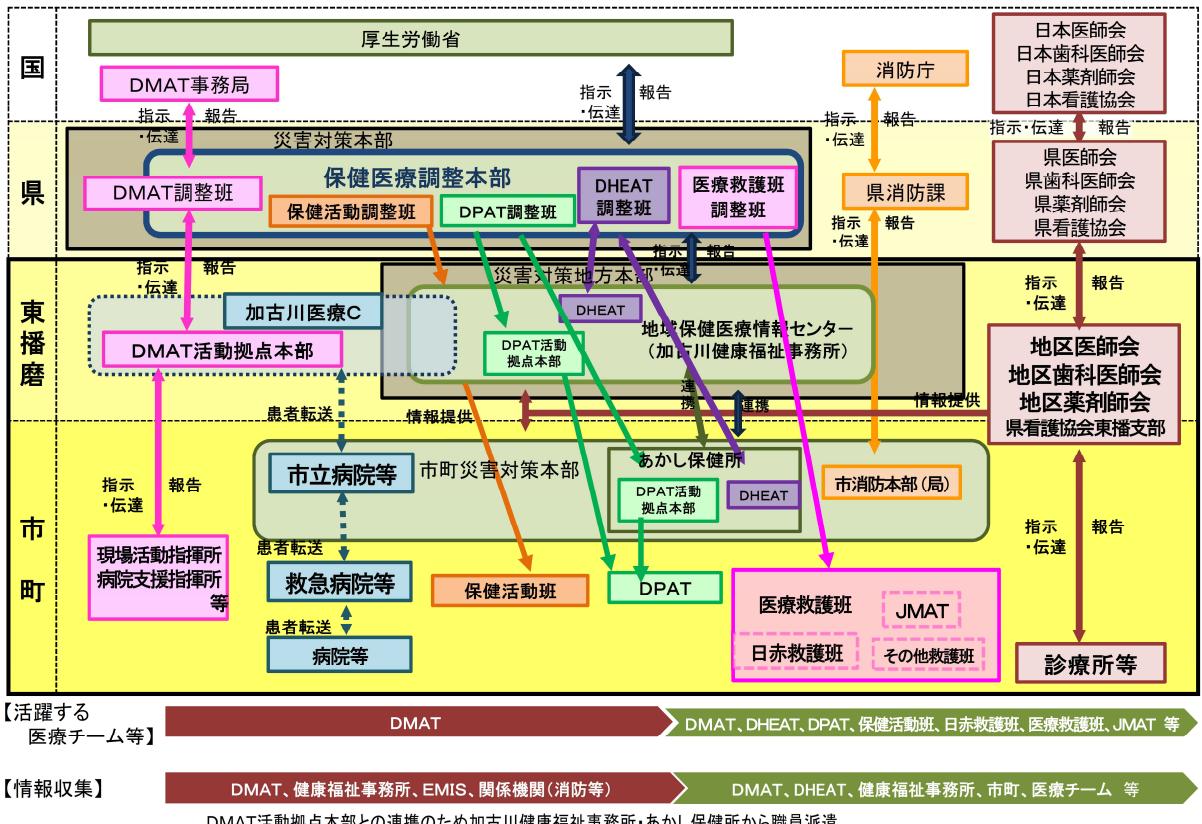
(1) 超急性期から急性期（DMAT活動拠点本部^{※2}設置中）（図3）

東播磨圏域で大規模災害が発生した場合、

- ① 圏域内の各医療機関は、
 - ア 自院の被災状況を迅速に把握し、災害時医療情報システム（国EMIS・兵庫県EMIS）^{※3}、各所属団体の連絡ルート等を通じて、自院の被災状況や傷病者の受け入れ状況等の情報を発信する。
 - イ 自院の被災状況、医療機能の特性、地域での種々の医療ニーズ等を踏まえ、傷病者や入院患者等への診療の実施に努める。
 - ウ 必要に応じて、DMATや医療救護班等の受け入れ体制を整える。
- ② 地域保健医療情報センター（加古川健康福祉事務所）は、災害拠点病院である県立加古川医療センターにDMAT活動拠点本部が設置された場合は、あか

し保健所と連携を図りつつ、県立加古川医療センターに職員を派遣し災害拠点病院との連携を緊密に行う。

**図3 東播磨圏域における医療連携体制
【超急性期から急性期（DMAT活動拠点本部設置中）】**



※2 DMAT活動拠点本部：参照P31

※3 災害時医療情報システム（国EMIS・兵庫県EMIS）：参照P15

ア 地域保健医療情報センター（加古川健康福祉事務所）及びあかし保健所はDMAT活動拠点本部と連携し、圏域内の医療機関の被災状況、医療提供状況等を、国EMIS・兵庫県EMISからの情報や電話・その他の通信手段等による情報などによって収集するとともに、各市町災害対策本部から情報を収集する。

イ 地域保健医療情報センター（加古川健康福祉事務所）及びあかし保健所は、把握した情報を国EMIS・兵庫県EMISや、行政無線・衛星携帯電話等を活用して、圏域内の市町災害対策本部、医療機関・医療関係団体や圏域外の関係機関等に発信する。

③ 東播磨圏域に入ったDMATが、被災地域の医療需要を把握した上で、圏域内の医療機関と連携・協力して、被災地域の医療ニーズに応じた活動（病院支援、地域医療搬送及び現場活動等）を行い、急性期の医療体制の確立を図る。また、被災地域で多くの傷病者が発生した場合は、被災地域外の適切な医療機関へ搬送される。

- ④ 地域保健医療情報センター（加古川健康福祉事務所）及び各市町は、被災地域において保健医療活動等を行う保健医療活動チーム（日赤救護班、医療救護班^{*4}、JMAT^{*5}、DPAT^{*6}、DHEAT^{*7}等）の派遣が必要となる場合は兵庫県保健医療調整本部の各調整班に連絡し、派遣を要請する。
- ⑤ 地域保健医療情報センター（加古川健康福祉事務所）は、災害対策地方本部・各市町災害対策本部等から把握した情報をもとに、被災状況をアセスメントし、あかし保健所及び各市町災害対策本部等と保健医療活動の方針を協議する。

さらに、避難所の開設状況を把握し、各市町災害対策本部と連携して避難所を巡回する中で、避難者の健康管理と環境整備、生活用品を確保するなど、避難者の心身の健康の維持に配慮した対策を講じる。

（参考）救護所の設置

- 1 市町は、次の場合に救護所を設置することとする。なお、県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置することとする。
 - (1) 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
 - (2) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
 - (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との関係から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- 2 市町は、救護所の設置予定場所^{*7}、名称、収容人員等をあらかじめ定めておくこととする。
- 3 市町及び県は、地域の医療機関の復旧状況、受診者及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所及び救護センターを廃止することとする。

*4 医療救護班：参照 P 33

*5 JMAT：日本医師会災害医療チーム、Japan Medical Association Team、参照 P 34

*6 DPAT：災害派遣精神医療チーム、Disaster Psychiatric Assistance Team、参照 P 35

*7 救護所の設置予定場所等：参照 P 41

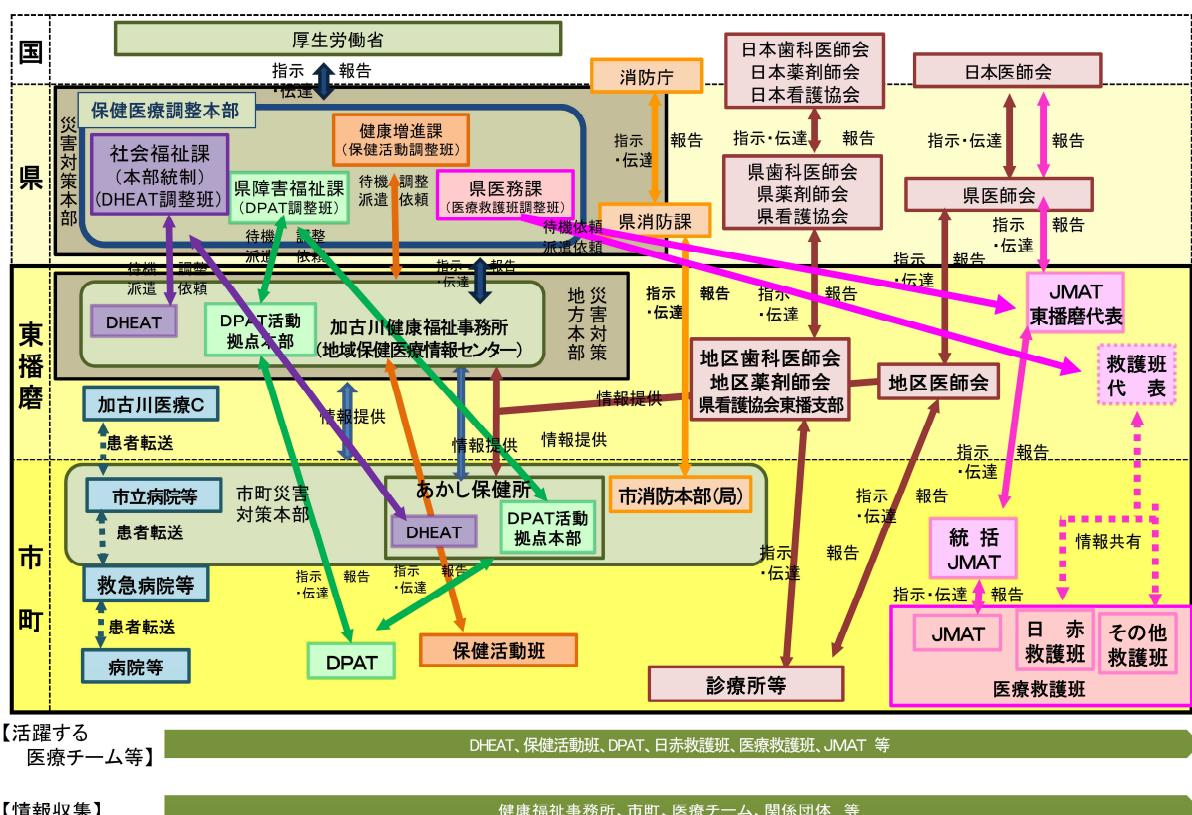
*8 DHEAT：災害時健康危機管理支援チーム、Disaster Health Emergency Assistance Team、参照 P 38

（2）亜急性期（DMA活動拠点本部撤収後）から慢性期（図4）

- ① 管内の各医療機関は自院の被災状況や、地域での医療ニーズの変化等を踏まえ、傷病者や通院・入院患者への診療の継続・再開に努める。必要に応じて、医療救護班等の受け入れ体制を整える。

- ② 日赤救護班、医療救護班、JMAT、DPAT等の医療チームによって、病院支援、救護所・避難所での医療活動等が行われる。
- ③ 加古川健康福祉事務所は、DMA活動拠点本部の撤収にあわせて、県立加古川医療センターへの職員派遣を終了する。
- ④ 加古川健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、あかし保健所及び各市町災害対策本部等と連携して救護所・避難所等での種々の医療ニーズ等を適切かつ詳細に把握・分析の上、東播磨災害時地域保健医療対策会議※9を開催し、兵庫県保健医療調整本部から派遣された医療チームなどの保健医療活動チームの配置調整を行うとともに、各保健医療チームや、圏域内の病院・医療関係団体との積極的な情報交換・共有を図る。

**図4 東播磨圏域における医療連携体制
【亞急性期(DMAT活動拠点本部撤収後)から慢性期】**



※9 東播磨災害時地域保健医療対策会議：参照 P 8

2. 東播磨災害時地域保健医療対策会議

(1) 目的

市町域を超えて広範囲に甚大な被害が発生し、多数の傷病者が予想される兵庫県南海トラフ巨大地震等の大規模災害時において、東播磨圏域における地域住民の生命を守り、適切な地域保健医療活動体制を調整するため、「東播磨災害時地域保健医療対策会議」を置く。

(2) 平時（図5）

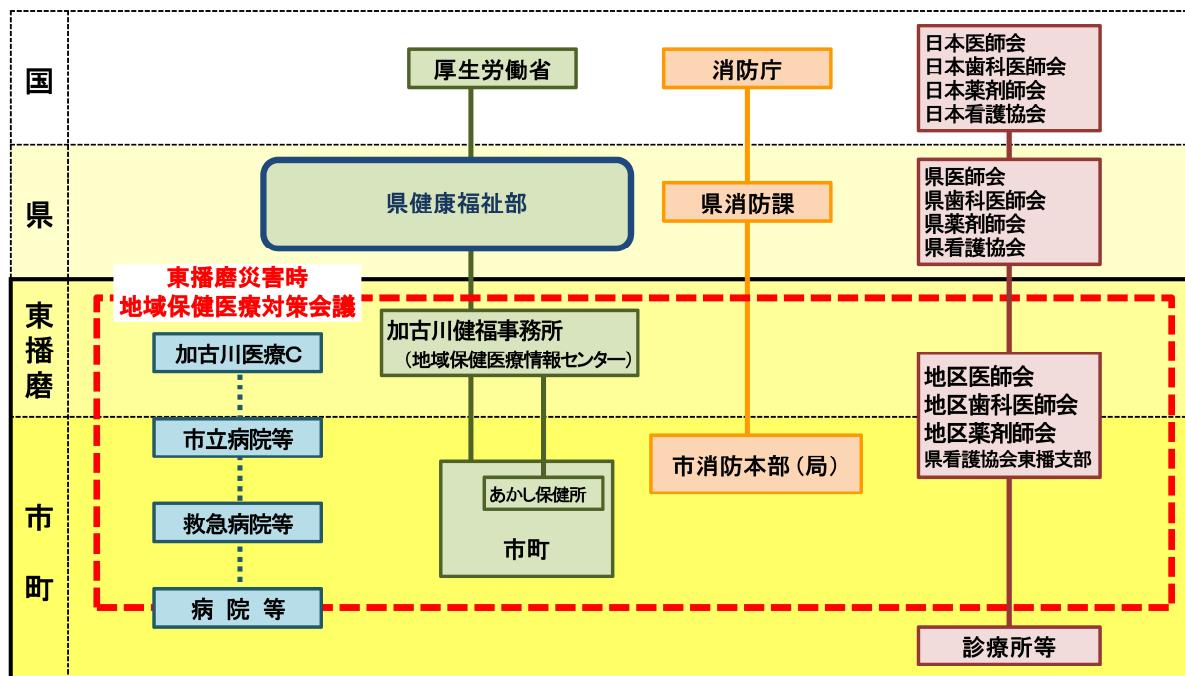
① 開催頻度、開催場所

加古川健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、災害医療コーディネーター^{※10}の支援を受け、原則として、毎年1回程度、兵庫県加古川総合庁舎（または周辺施設）で開催する。

② 協議事項等

- ア 東播磨圏域における大規模災害発生時の保健医療連携体制に関すること（緊急連絡先リストの作成を含む）
- イ 東播磨圏域災害時保健医療マニュアルに関すること
- ウ 大規模災害発生に備えた訓練等に関すること
- エ その他上記に係る連絡調整に関すること

図5 東播磨災害時地域保健医療対策会議【平時】



③ 構成機関・団体、構成員等

- ア 表1に掲げる関係機関・団体の代表者で組織する。
- イ 平時は、事前に構成員を指名する。
- ウ 必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

④ 留意事項

ア 加古川健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、あかし保健所及び各市町・関係団体等と連携して、会議で協議した事項等について、圏域内の関係機関への情報提供に努める。

※10 災害医療コーディネーター：参照 P 11

(3) 大規模災害発生時

① 開催時期、開催場所

地域保健医療情報センター（加古川健康福祉事務所）は、災害対策地方本部の下、東播磨圏域内の保健医療活動を調整するため、災害医療コーディネーターの支援を受け、発災後可能な限り早期に各機関・団体から参加可能な者により第1回の会議を開催する（図6）。

その後、継続して定期的に開催する（図7）。

開催場所は、県立加古川医療センターまたは加古川総合庁舎等で開催する。

② 協議事項等

ア DMA T活動内容等の把握・情報提供

イ 救護所・避難所等での医療ニーズの把握・分析

ウ 保健医療活動チーム等の派遣調整、保健医療活動に関する情報の整理及び分析等

表1 東播磨災害時地域保健医療対策会議 構成機関・団体

	平 時	災害発生時
加古川健康福祉事務所 (地域保健医療情報センター)	○	○
あかし保健所	○	○
災害医療コーディネーター	○	○
地区医師会	○	○
地区歯科医師会	○	○
地区薬剤師会	○	○
県看護協会東播支部	○	○
災害拠点病院	○	○
市立病院・災害対応病院※11	○	○
民間病院協会	○	—
二次救急病院代表	○	—
市消防本部（局）	○	—
市町	○	○

※11 災害対応病院：参照 P 12

③ 構成機関・団体、構成員等

- ア 表1に掲げる関係機関・団体の代表者で組織する。
 - イ 大規模災害発生時には、各機関・団体から参加可能な者が出席する。
 - ウ 必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 例) 統括DMA T、保健医療活動チームの代表者等

図6 東播磨災害時地域保健医療対策会議【DMA T活動拠点本部設置中】

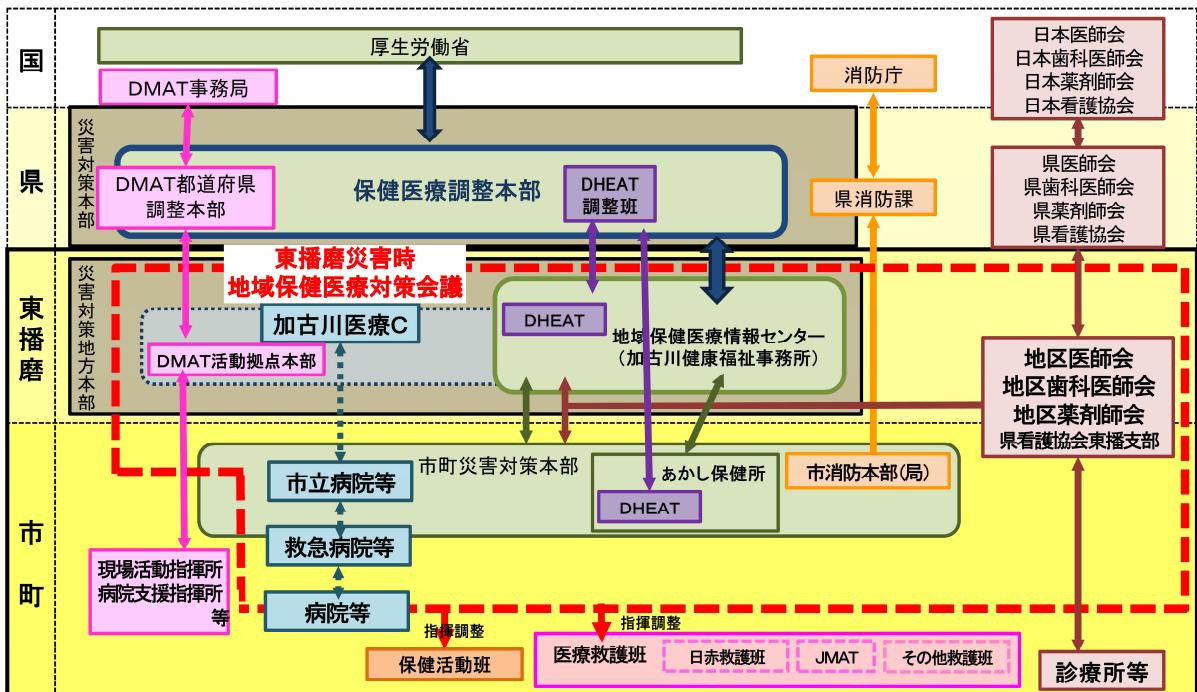
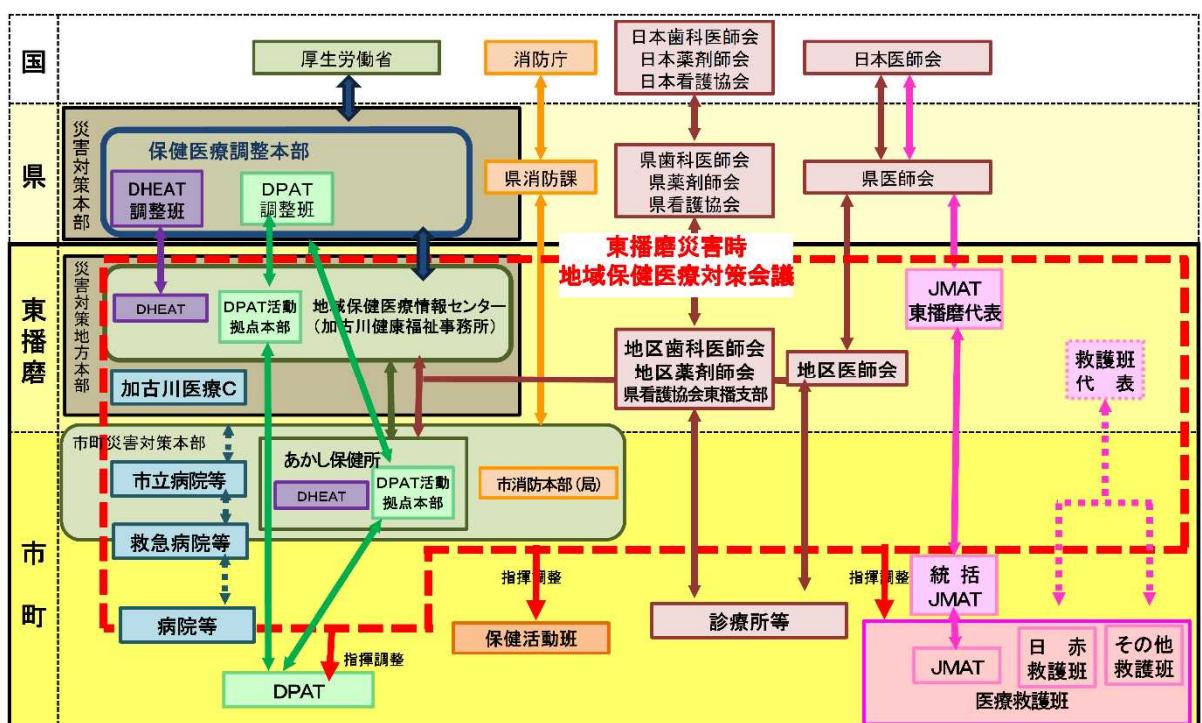


図7 東播磨災害時地域保健医療対策会議【DMA T活動拠点本部撤収後】



④ 留意事項

ア 地域保健医療情報センター（加古川健康福祉事務所）は、あかし保健所及び各市町災害対策本部や関係団体等と連携して、会議で協議した事項等について、平時の会議構成機関をはじめ、圏域内で活動している保健医療活動チーム等への情報提供に努める。

（参考）災害医療コーディネーター

1 災害医療コーディネーターとは

災害拠点病院の長及び医療関係団体の代表者からの推薦に基づき、知事から委嘱を受けた者

◎ 平成30年9月4日時点 全県110名、東播磨圏6名

県立加古川医療センター副院長兼救命救急センター長	当麻 美樹
県立加古川医療センター救急科医長	山下 貴弘
明石市医師会理事	飯村 一誠
加古川医師会理事	北浦 圭介
高砂市医師会理事	大森 裕

2 活動内容（概要）

(1) 災害拠点病院災害医療コーディネーター

① 平 時

- 行政等に対する災害救急医療システムの整備についての助言・指導 等

② 災害発生時

- 医療機関への被災患者の受け入れやDMA T及び医療救護班の派遣についての調整・支援
- DMA T及び医療救護班の派遣の実施についての判断
- 行政や医療機関等に対する災害医療の確保についての助言・指導・連絡調整 等

(2) 郡市区医師会災害医療コーディネーター

① 平 時

- 県・市町等が実施する防災訓練への参加
- 国、県等が実施する災害医療に関する研修会等への参加

② 災害発生時

- 災害時地域保健医療対策会議への参画
- JMA T兵庫の災害現場等への派遣に際し、保健医療調整本部や関係機関（圏域内災害拠点病院、県医師会、圏域内郡市医師会等）への連絡、派遣調整 等

(参考) 災害対応病院

1 災害対応病院とは

県が指定する災害拠点病院に準じ、災害時等に被災患者の受入及び治療のほかに、市が設置する救護所への医薬品や衛生資材等の提供、救護班の派遣等の役割を担う病院として、市が指定。

◎ 平成 29 年 4 月 1 日時点 東播磨圏 3 病院

社会医療法人愛仁会 明石医療センター	明石市指定
地方独立行政法人明石市立市民病院	
加古川中央市民病院	加古川市指定

2 主な役割

(1) 災害時

- ① 被災地内において対処できない傷病者の受入、治療
- ② 市が設置する救護所等に医薬品、衛生資材等を提供
- ③ 市の要請に基づき救護班を編成し、救護所等に派遣
- ④ 他の医療機関に医薬品等の提供や応急用資器材の貸出し
- ⑤ DMA T や医療チームの受入及び地域における必要な医療救護活動の実施

(2) 平常時

- ① 医薬品、衛生資材等の備蓄及び応急用資器材の整備
- ② 災害対応マニュアル等の整備及び訓練の実施

III 情報収集と伝達

1. 大規模災害発生時の医療関連情報の収集・共有

- (1) 大規模災害発生時に、限られた医療資源で過剰な医療ニーズに対応するためには、日頃は独立している地域の医療機関の組織化が必要であり、そのためには災害時に各医療機関、関係団体等の状況を迅速、確実に情報収集し、関係機関・団体で共有することが重要である。
- (2) 大規模災害発生時に、**東播磨災害時地域保健医療対策会議**の開催や、情報の収集・交換等を円滑に行うため、**東播磨災害時地域保健医療対策会議**に参画する関係機関・団体の緊急連絡先リスト（図8）を作成し、各機関・団体で共有する。

なお、本リストは担当者の個人情報等を含むため、各機関・団体において厳重に注意して所有する。

図8 緊急連絡先リスト

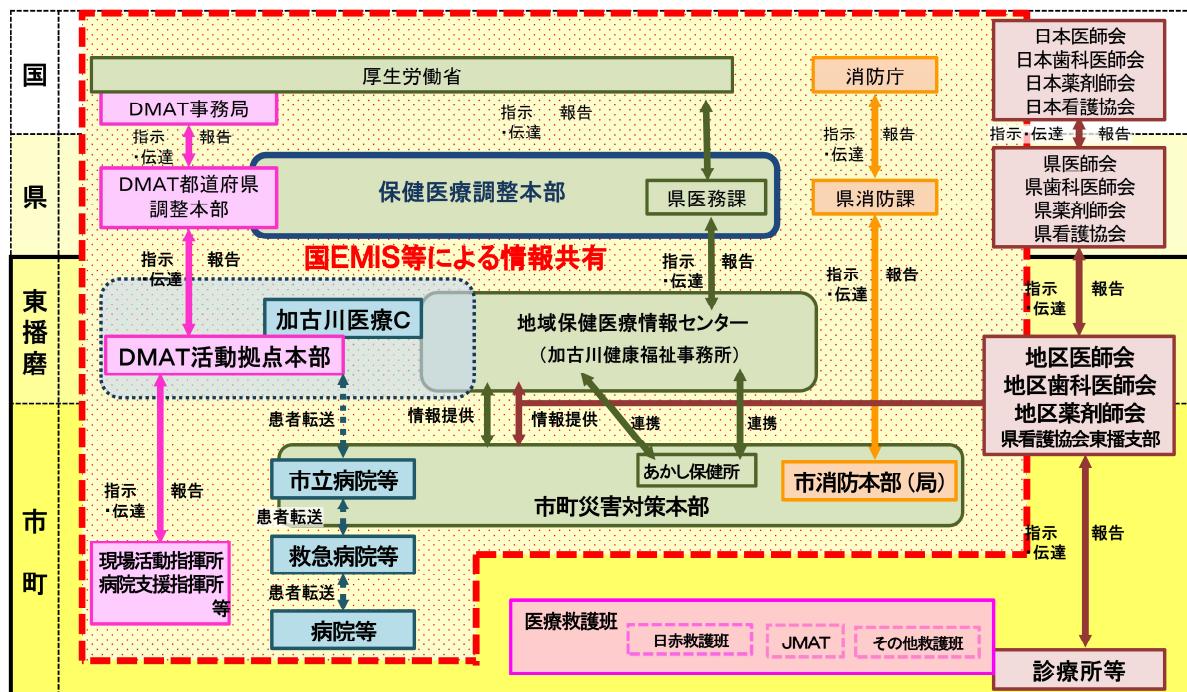
取扱注意		東播磨圏域災害時地域 保健医療対策会議 大規模災害発生時 緊急連絡先						(令和 年 月現在)	
	担当者 職氏名	組 織				担当者(左記対応時間以外等の連絡先)		備 考	
		固定電話	FAX	衛星携帯電話	(平時)対応時間	携帯電話	携帯メールアドレス		
加古川健康福祉事務所									
災害医療コーディネーター									
明石市医師会									
加古川医師会									
高砂市医師会									
明石市歯科医師会									
播磨歯科医師会									
明石市薬剤師会									
播磨薬剤師会									
県看護協会東播支部									
県立加古川医療センター									
明石市立市民病院									
加古川中央市民病院									
高砂市民病院									
社会医療法人愛仁会 明石医療センター									
順心病院									
たすみ病院									
明石市福祉局 あかし保健所									
加古川市福祉部									
高砂市健康文化部									
稲美町健康福祉部									
播磨町 すこやか環境グループ 危機管理グループ									
明石市消防局									
加古川市消防本部									
高砂市消防本部									

- (3) 加古川健康福祉事務所（地域**保健医療情報センター**）・あかし保健所は、各市町災害対策本部や医療機関・医療関係団体等と連携しつつ、災害時医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所・救護所の開設状況等に関して情報を収集し、**保健医療調整本部**、**災害対策地方本部**等に報告するとともに、災害時医療情報システムや東播磨災害時

地域**保健**医療対策会議等を活用して、市町災害対策本部や医療機関・医療関係団体等に情報提供する（図9）。

- (4) 加古川健康福祉事務所（地域**保健**医療情報センター）・あかし保健所は、**保健医療調整本部**、**災害対策地方本部**等から、災害時医療に関する情報を積極的に収集し、災害時医療情報システムや東播磨災害時地域**保健**医療対策会議等を活用して、市町災害対策本部や医療機関・医療関係団体等に伝達する。

図9 災害時医療情報システム（国EMIS等）による情報共有



(参考) 医療救護班調整本部

- 県医務課及び災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）が、医療救護班の活動を支援するため、県災害対策本部の下、災害発生後早期の段階で設置・運営する。
- 県医務課及び災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）や指名された災害医療コーディネーター、県医師会等の医療関係団体が中心となって本部業務にあたり、医療救護班の派遣・受入や患者の搬送等のコーディネート機能を担う。
- 立ち上げ当初は、DMA T調整本部の業務を引き継ぐため、指名された統括DMA Tもメンバーに加わる。

2. 災害時医療情報システム

(1) システムの概要

兵庫県において利用できる災害時医療情報システムは、厚生労働省が運営する広域災害救急医療情報システム（国EMIS、Emergency Medical Information System）と、兵庫県広域災害・救急医療情報システム（兵庫県EMIS、Hyogo wide area disaster, emergency care information system）がある（表2）。当初は、国EMISと兵庫県EMISの入力項目は全て双方向に連携していたが、2014年8月にEMISの入力項目等が充実され、国EMISと兵庫県EMISの項目は同一項目のみが連携されるようになっている。

表2 災害時医療情報システム

名 称 (略称)	広域災害救急医療情報システム (国EMIS)	兵庫県広域災害・救急医療情報システム (兵庫県EMIS) ～救急・災害システム～
運営主体	厚生労働省	兵庫県
運用区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県内
目的	災害時に被災した都道府県を超えた災害医療情報の共有、医療救護に関する各種情報の集約・提供	災害時に兵庫県内の災害医療情報の共有、医療救護に関する各種情報の集約・提供
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 灾害時に最新の医療資源情報を関係機関（都道府県、医療機関、消防等）へ提供 ・ 超急性期の診療情報（緊急情報）を即時に集約、提供 ・ 急性期以降の患者受入情報（詳細情報）等を随時集約、提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EMISが利用できない状態になった場合でも、兵庫県として必要な災害情報を入力、収集
参加機関 (東播磨)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害拠点病院（1機関） ・ 医療機関^{※1}（46機関、災害拠点病院含む） <p>※1 左欄応需医療機関+その他の病院+休日夜間応急診療所等</p> <p>◎ 全ての医療機関が情報入力・閲覧とも可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市消防本部(局)（3機関） ・ 医師会（3団体） 	<p>A 災害拠点病院（1機関）</p> <p>A 応需入力機関^{※2}（31機関、災害拠点病院含む）</p> <p>B 災害入力機関^{※3}（15機関）</p> <p>※2 二次救急対応病院、診療所</p> <p>※3 その他の病院+休日夜間応急診療所等</p> <p>◎ 災害モード時は、A・Bとも情報入力・閲覧とも可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加古川健康福祉事務所 ・ あかし保健所 ・ 市町（5機関）
ホームページ アドレス	http://www.wds.emis.go.jp/	http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx

本マニュアルが対象としている大規模広域災害発生時には、県内又は県外からDMA T等の応援を仰ぐ必要があることから、国EMISの利用を優先する。なお、国EMISが利用できない場合（全国からアクセスが殺到し、サーバーがダウンするなど）は、兵庫県EMISを利用し、兵庫県として必要な災害情報を入力、収集する。

（2）システムの操作（情報入力、収集等）

入力にあたっては、「災害発生時の広域災害・救急医療情報システム(EMIS)入力手順マニュアル」（下記の東播磨県民局ホームページへ掲示しています）を参照。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk06/saigaitaisaku.html>

- ① 広域災害発生時、県医務課、県災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）は国EMIS・兵庫県EMISを災害モードに切り替える。

（参考）EMIS 災害モード切り替え基準

県医務課※は、次の基準により広域災害救急医療情報システムを災害モードに切り替え、医療機関に災害医療情報の入力を求める。

※ 緊急時・情報途絶時には、県災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）が県医務課に代わって切り替える（この場合、すみやかに県医務課に報告する）。

1. 県に災害対策本部が設置された場合

【設置基準】

1. 県内で震度5強以上の地震を観測したとき
2. 県内で震度5弱以上の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき
3. 大津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
4. 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
5. その他、不測の事態等により災害が発生し又は発生するおそれがあると認められるとき

2. 県に災害対策本部が設置されていないが、災害対策本部の設置基準に該当する状況にあると県医務課が判断した場合

3. その他、医療機関に災害医療情報を求める必要があると県医務課が判断した場合

- ・県内の医療機関が被災し、支援が必要な状況が生じる可能性がある場合
- ・県外の大規模災害等に対応するため、DMATの出動が必要になると判断した場合 等

- ② システムに参加している医療機関は、
- ア 発災後できるだけ速やかに国EMISにログインする。
 - イ 緊急時入力を行う。
- ※ 一度入力した項目についても、状況が変われば何度でも情報を修正する。
- ウ 緊急時入力が完了した後、詳細入力を行う。
- ※ 緊急時入力後、引き続き詳細入力が可能な場合は、そのまま続いて詳細入力を行うが、詳細な情報が不明な場合は、時間をおいてから詳細入力を行うことも可能である。
- ※ 一度に全項目を入力できなくても、確認できた項目から入力する。
- ※ 一度入力した項目についても、状況が変われば何度でも情報を修正する。
- エ サーバーがダウンするなどによって国EMISが利用できない場合は、兵庫県EMISにログインし、緊急時入力（支援依頼）・詳細入力を行う。
- ③ システムに参加している医療機関や関係機関は、医療機関状況モニターにより、圏域内外の医療情報を収集する。
- ④ 自院での国EMIS・兵庫県EMISへの入力が不可能な医療機関については、加古川健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）・あかし保健所、DMAT等が入力を代行することが可能であるので、
- ア 入力が不可能な医療機関は、加古川健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）・あかし保健所に電話、FAX等で連絡し、代行入力を依頼する。
 - イ 医療機関から災害医療情報の入力がない場合は、加古川健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）・あかし保健所は、必要に応じ、電話等による確認又は現地確認等を行い、入力を代行する。

(3) 災害時にシステムを円滑に活用するための留意点

システムに参加している医療、行政等の災害医療関係者が、

- ① 国EMIS・兵庫県EMISについて十分に把握しておくことが重要である。
- ② 国EMIS・兵庫県EMISの入力内容についての理解を深め、入力精度の向上を図る必要がある。
- ③ 災害時の入力担当者の確保や停電時でも入力ができる環境整備等について検討しておく必要がある。

IV その他保健医療等への対応

加古川健康福祉事務所・あかし保健所、各市町、医療機関・医療関係団体等は、災害からの復旧が長期にわたると考えられる場合は、相互に連携を図り、次の対策等を被災地内で講じる。

なお、具体的な活動については、個別の計画、指針、マニュアル等に基づき実施されたい。

1. 感染症の防止対策

- (1) 被災地内で感染症の発生の恐れがある場合は、各市町、加古川健康福祉事務所、あかし保健所は速やかに防疫用資材を提供し、住民等の協力のもと、防疫活動を計画的・継続的に実施する。
- (2) 被災地内で感染症患者が発生した場合は、加古川健康福祉事務所・あかし保健所は速やかに疫学調査・検疫調査等を実施し、患者の収容や汚染範囲の消毒等に努める。
- (3) 加古川健康福祉事務所、あかし保健所、各市町、医療機関、医療関係団体等は感染症の発生動向調査等によって、感染症の流行状況を把握し、拡大防止に努める。

2. 被災者の健康対策

- (1) 各市町、加古川健康福祉事務所、あかし保健所は、医師会等関係団体と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を行い、心身の機能低下の予防に努める。
- (2) 医療が必要な（又は診療が中断されている）被災者に対しては、受診を促す。

3. 被災者の歯科保健対策

- (1) 各市町、加古川健康福祉事務所、あかし保健所は、歯科医師会等関係団体と連携を図り、歯科衛生士等による巡回歯科保健指導を行い、早期に被災者の口腔ケアや口腔機能の維持・向上に努める。
- (2) 歯科医療が必要な（又は診療が中断されている）被災者に対しては、受診を促す。

4. 被災者のこころのケア対策

- (1) 加古川健康福祉事務所・あかし保健所は、災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応するため、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、市町と協力して情報の提供や知識の普及に努める。
- (2) 精神科医療が必要な被災者に対しては、受診を促す。

5. 精神障害者への保健医療対策

- (1) 各市町、加古川健康福祉事務所、あかし保健所は、被災地内の支援が必要な精神障害者の所在確認、被災・受療状況等を迅速に把握し、継続的医療の確保に努める。
- (2) 各市町、加古川健康福祉事務所、あかし保健所は、避難所等で精神障害者及びその家族への巡回相談を行うとともに、精神疾患の急発・急変等に備える。

6. 難病患者等への医療対策

- (1) 加古川健康福祉事務所・あかし保健所は、被災地及び近隣における難病患者との受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、各市町と連携して、広報誌、避難所・救護所、医療機関等を通じ、難病患者や患者団体等へ的確な情報を提供し、受療の確保を図る。
また、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これら患者の状況に応じた必要な措置を図る。
- (2) 加古川健康福祉事務所・あかし保健所、各市町等は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講じる。
また、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者に必要な電力、必要な物品等の確保状況に基づき必要な措置を講じる。

7. 透析患者等への医療対策

- (1) 透析医療機関は、日本透析医会災害時情報ネットワーク等を活用して、人工透析患者の受療状況及び自院の稼働状況等にかかる情報を発信する。
- (2) 加古川健康福祉事務所・あかし保健所は、**地域担当の災害時透析医療リエゾン**
***12**の災害時情報ネットワーク等を活用して、透析医療機関の被害状況、稼働状況を把握するとともに、患者を受け入れ可能な透析医療機関の情報を収集する。
- (3) 加古川健康福祉事務所・あかし保健所、各市町は、広報誌、避難所・救護所、医療機関等を通じ、透析患者や患者団体等へ的確な情報を提供し、受療の確保を図る。

(4) 加古川健康福祉事務所・あかし保健所、各市町等は、透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に基づき、必要な措置を講じる。

※12 災害時透析医療リエゾン：下記参照

(参考) 災害時透析医療リエゾン

兵庫県臨床工学技士会の会員で、災害時には透析医会の災害情報ネットワーク等を活用して透析施設等の情報収集を行う。保健所の所管地域ごとに1名の災害時透析医療リエゾン担当者が配置されている。

V 関係機関・団体等連絡先

1. 関係機関・団体

(1) 災害拠点病院

		電話番号	FAX	メールアドレス
県立加古川医療センター	日中 夜間休日	079-497-7000	079-438-8800	kakogawa_hos@pref. hyog o. lg. jp

(2) 県関係

		電話番号	FAX	メールアドレス
加古川健康福祉事務所	日中 夜間休日	079-421-9292 079-422-0006	079-422-7589	kakogawakf@pref. hyogo. lg. jp
兵庫県庁（代表）	日中	078-341-7711		
兵庫県災害医療センター		078-241-3131	078-241-2772	
東播磨県民局（代表）	日中	079-421-1101		higashiharimakeminkyoku @pref. hyogo. lg. jp

(3) 市町

① 保健医療担当

		電話番号	FAX	メールアドレス
明石市福祉局 あかし保健所 保健総務課	日中	078-918-5414	078-918-5440	hokensoumu@city. akashi .lg. jp
加古川市福祉部 健康課	日中	079-427-9214	079-421-2063	kenkou@city. kakogawa. lg. jp
高砂市健康文化部健 康市民室健康増進課	日中	079-443-3936	079-443-5991	tact2555@city. takasago .lg. jp
稻美町健康福祉部 健康福祉課	日中	079-492-1212	079-492-8030	
播磨町すこやか環 境グループ	日中	079-435-0355	079-435-0831	kankyo@town. harima. lg. jp

② 危機管理担当

	電話番号		FAX	メールアドレス
明石市総務局総合安全対策室（夜間休日は市消防局情報指令課）	日中	078-918-5069	078-918-5140	bousai@city.akashi.lg.jp
	夜間休日	078-921-0119	078-927-0119	akashi_shobo@bosai.pref.hyogo.lg.jp
加古川市総務部危機管理室（夜間休日は市消防本部指令課）	日中	079-427-9717	079-427-3623	risk_mng@city.kakogawa.lg.jp
	夜間休日	079-424-0119	079-425-7587	Shirei_shoubou@city.kakogawa.lg.jp
高砂市企画総務部危機管理室（夜間休日は市消防本部）	日中	079-443-9008	079-442-9577	tact1480@city.takasago.lg.jp
	夜間休日	079-448-0119	079-448-0124	tact6030@city.takasago.lg.jp
稻美町経済環境部危機管理課	日中	079-492-9168	079-492-7792	kikikanri@town.hyogo-inami.lg.jp
	夜間休日	079-492-1212		
播磨町危機管理グループ	日中	079-435-0991	079-435-7901	kikikanri@town.harima.lg.jp
	夜間休日	079-435-0355		

(4) 消防本部

	電話番号		FAX	メールアドレス
明石市消防局情報指令課	日中	078-921-0119	078-927-0119	fd-shirei@city.akashi.lg.jp
	夜間休日			
加古川市消防本部指令課	日中	079-424-0119	079-425-7587	shirei_shoubou@city.kakogawa.hyogo.jp
	夜間休日			
高砂市消防本部消防課	日中	079-448-0119	079-448-0124	tact6030@city.takasago.lg.jp
	夜間休日			

(5) 医療関係団体

	電話番号		FAX	メールアドレス
明石市医師会	日中	078-920-8739	078-938-0898	office@akashi.hyogo.med.or.jp
	夜間休日			
加古川医師会	日中	079-421-4301	079-421-4303	h.kiyama@kakogawa-med.or.jp
	夜間休日			
高砂市医師会	日中	079-442-0794	079-432-2222	info@takasago-med.or.jp
	夜間休日			
明石市歯科医師会	日中	078-962-8020	078-936-9110	spn37um9@swan.ocn.ne.jp

		電話番号	F A X	メールアドレス
播磨歯科医師会	日中 夜間休日	079-421-8100	079-421-8008	jimu@harimadent.jp
明石市薬剤師会	日中 夜間休日	078-939-8931	078-934-9011	info@ap-akashi.or.jp
播磨薬剤師会	日中 夜間休日	079-421-8825	079-421-8835	bz030194@bz04.plala.or.jp
県看護協会東播支部 (地区理事 県立淡路 医療センター 江角看護部 長)	日中 夜間休日	0799-22-1200	0799-24-5704	mikie_esumi@pref.hyogo.lg.jp

(6) 警察署

		電話番号	F A X
明石警察署警備課	日中 夜間休日	078-922-0110	078-924-0110
加古川警察署 警備課	日中 夜間休日	079-427-0110	079-425-8110
高砂警察署警備課	日中 夜間休日	079-442-0110	079-443-0110

2. 行政無線（衛星回線：地上系回線）

行政無線（衛星回線：地上系回線）で電話するには

『1 発信元衛星回線選択番号』 + 『2 地球局番号』 + 『3 内線番号』

※ 例えば…

- 加古川市から加古川健康福祉事務所企画課に電話するには、
「7-15187-172-323」の順にダイヤルする。
- 加古川健康福祉事務所から高砂市消防本部通信指令室に電話するには、
「7-764-41(43)」の順にダイヤルする。

	1 衛星回線 選択番号	2 地球局番号	3 内線番号
加古川健康 福祉事務所	7	15187-172	企画課 323
			健康管理課 339
明石市役所	7	203	総合安全対策室 52
			FAX (総合安全対策室) 61
加古川 市役所	7	210	危機管理室 52・6 3
			FAX (危機管理室) 61
高砂市役所	7	216	危機管理室 52 FAX (危機管理室) 61
稻美町役場	7	381	危機管理課 52
			FAX (危機管理課) 61
播磨町役場	7	382	危機管理グループ執務室 52
			FAX (危機管理グループ執務室) 61
明石市 消防局	7	754	代表 41
			情報指令室 42
			防災研修室 43
			FAX (情報指令室) 62
加古川市 消防本部	7	759	総務課 42
			警防課 43
			指令室 44
			FAX (指令室) 62
高砂市 消防本部	7	764	通信指令室 41・4 3
			事務室 42
			FAX (通信指令室) 62

3. 医療機関

(1) 病院

① 明石市

	住 所	電話番号 FAX番号	病床数				救急告示※	HEMIS 入力欄
			一般	療養	精神	感染		
あさぎり病院	朝霧台 1120 番地の 2	078-912-7575 078-913-6763	99				△	応需入力
明石仁十病院	魚住町清水字帝釈山 1871 番地の 3	078-942-1921 078-941-7722	49	100				応需入力
医療法人久仁会 明石同仁病院	魚住町清水 2183 番地	078-942-0305 078-943-4841		99				災害入力
明石土山病院	魚住町清水 2744 番地の 30	078-942-1021 078-941-1573			403			災害入力
野木病院	魚住町長坂寺字ツエ池 1003 番地の 1	078-947-7272 078-947-3045	59	40			○	応需入力
医療法人伯鳳会 明石リハビリテーション病院	二見町西二見 685 番地の 3	078-941-6161 078-941-6262		103				災害入力
王子回生病院	大道町 2 丁目 2 番 3 号	078-928-9870 078-928-2527		69				応需入力
大西脳神経外科病院	大久保町江井島 1661 番地 1	078-938-1238 078-938-1236		153			○	応需入力
特定医療法人誠仁会 大久保病院	大久保町大窪 2095 番地の 1	078-935-2563 078-935-2566		160	39		○	応需入力
医療法人社団せいゆう会 神明病院	大久保町大窪 2520 番地	078-935-9000 078-935-2635		52	30		△	応需入力
医療法人双葉会 西江井島病院	大久保町西島 653 番地	078-947-5311 078-947-5131		58	60		△	応需入力
社会医療法人愛仁会 明石医療センター	大久保町八木 743 番地の 33	078-936-1101 078-936-7456		382			○	応需入力
兵庫県立がんセンター	北王子町 13 番 70 号	078-929-1151 078-929-2380		400				災害入力
医療法人社団仁恵会 石井病院	天文町 1 丁目 5 番 11 号	078-918-1655 078-918-1657		46	57		○	応需入力
地方独立行政法人 明石市立市民病院	鷹匠町 1 番 33 号	078-912-2323 078-914-8374		329			○	応需入力
医療法人社団医仁会 ふくやま病院	硯町 2 丁目 5 番 55 号	078-927-1514 078-927-1619		104			○	応需入力

	住 所	電話番号 FAX番号	病床数				救急告示	HEMIS 入力権限
			一般	療養	精神	感染		
あさひ病院	林崎町2丁目1番31号	078-924-1111 078-924-0122	100				○	応需入力
明石こころの木スピタル	藤江1315番地	078-923-0877 078-923-8262			276			災害入力
医療法人社団弘成会 明海病院	藤江201番地	078-922-8800 078-922-8801		60				災害入力
明石回生病院	二見町東二見549番地の1	078-942-3555 078-942-3550	155				○	応需入力
医療法人明仁会 明舞中央病院	松が丘4丁目1番32号	078-917-2020 078-914-1877	149	50			○	応需入力

※ △は救急告示病院ではないが、病院群輪番制・2次救急医療機関。

② 加古川市

	住 所	電話番号 FAX番号	病床数				救急告示	HEMIS 入力権限
			一般	療養	精神	感染		
医療法人社団松本会 松本病院	加古川町栗津232番地の1	079-424-0333 079-424-6291	190				○	応需入力
県立加古川医療センター	神野町神野203番地	079-497-7000 079-438-8800	345			8	○	応需入力
医療法人社団順心会 順心リハビリテーション病院	神野町石守1632番地の1	079-438-2200 079-438-6085		180				災害入力
一般財団法人甲南会 甲南加古川病院	神野町西条1545番地の1	079-438-0621 079-438-1258	159	40			○	応需入力
医療法人社団順心会 順心病院	別府町別府865番地1	079-437-3555 079-437-6785	174				○	応需入力
加古川中央市民病院	加古川町本町439	079-451-5500 079-451-5548	600				○	応需入力
中谷整形外科病院	平岡町新在家105番地	079-426-3000 079-426-1500	59				○	応需入力
東加古川病院	平岡町新在家1197番地の3	079-424-2983 079-425-2255			425			災害入力
医療人社団仙齡会 いなみ野病院	平岡町土山字川池423番地の2	078-941-1730 078-941-1734		120				災害入力

	住 所	電話番号 FAX番号	病床数				救急告示	HEMIS 入力権限
			一般	療養	精神	感染		
医療法人社団せいわ会 たづみ病院	尾上町口里 790 番地の 66	079-456-2252 079-456-2258	49	47			○	応需入力
加古川磯病院	八幡町下村 1353 番地	079-438-8333 079-438-8803		194				災害入力
共立会病院	米田町平津 596 番地	079-431-0234 079-431-4700		100				災害入力
フェニックス加 古川記念病院	米田町平津 384- 1	079-432-7088 079-432-7077	77					

③ 高砂市

	住 所	電話番号 FAX番号	病床数				救急告示	HEMIS 入力権限
			一般	療養	精神	感染		
高砂市民病院	荒井町紙町 33 番 1 号	079-442-3981 079-442-5472	290				○	応需入力
医療法人沖縄徳洲会 高砂西部病院	中筋 1 丁目 10 番 41 号	079-447-0100 079-447-0180	171	48			○	応需入力

④ 稲美町

	住 所	電話番号 FAX番号	病床数				救急告示*	HEMIS 入力権限
			一般	療養	精神	感染		
医療法人社団友愛会 播磨サナトリウム	北山 1264 番地	079-492-0278 079-492-2464			358			災害入力
私立稻美中央病 院	国安字運上林 1286-23	079-492-3812 079-492-3816	72	54			△	応需入力

* △は救急告示病院ではないが、病院群輪番制・2次救急医療機関。

⑤ 播磨町

	住 所	電話番号 FAX番号	病床数				救急告示	HEMIS 入力権限
			一般	療養	精神	感染		
医療法人社団仙齡会 はりま病院	播磨町北野添 2 丁目 1 番 15 号	078-943-0050 078-943-3155	89				○	応需入力

(2) 夜間休日応急診療所

	住 所	電話番号	F A X番号	HEMIS 入力権限
明石市立夜間休日応急診療所	明石市大久保町八木 743 番地の 33	078-937-8499	078-937-8400	災害入力
加古川夜間急病センター	加古川市米田町船頭 5-1	079-431-8051	079-434-2131	災害入力

(3) 災害時医療情報システム登録診療所

	住 所	電話番号	F A X番号	HEMIS 入力権限
中山クリニック	明石市魚住町金ヶ崎 370	078-935-6060	078-935-0548	応需入力
塩津外科胃腸科	加古川市平岡町土山字 東山 1-20	078-942-0333	078-942-9080	応需入力
加古川歯科保健センター	加古川市米田町船頭 5-1	079-431-6060	079-431-6484	災害入力
大森整形外科医院	高砂市曾根町 447-1	079-448-5000	079-448-5003	応需入力

(4) 透析医療機関

① 明石市

	住 所	電話番号	F A X番号	備考
あさひ病院	林崎 2-1-31	078-924-1111	078-924-0121	
志田クリニック	貴崎 1-5-2	078-922-5882	078-922-5878	
明石市立市民病院	鷹匠町 1-33	078-912-2323	078-914-8374	
明舞中央病院	松が丘 4-1-32	078-917-2020	078-914-1877	
じんけいクリニック	天文町 1-4-27	078-913-5733	078-913-5736	
石井病院	天文町 1-5-11	078-918-1655	078-918-1657	
まついeークリニックまつい栄養&認知症クリニック	大明石町 1-3-3 エスポート ア明石 3・4F	078-915-0031	078-915-0032	
大久保病院	大久保町大窪 2095-1	078-935-2563	078-935-2566	
神明病院	大久保町大窪 2520	078-935-9000	078-935-2635	
明石医療センター	大久保町八木 743-33	078-936-1101	078-936-7456	
今井泌尿器科	魚住町錦ヶ丘 4-7-2	078-946-4114	078-946-4147	
明石回生病院	二見町東二見 549-1	078-942-3555	078-942-3550	
神明クリニック	大久保ゆりのき 2-2-4	078-938-1717	078-938-1661	
せいゆうクリニック	鷹匠町 5-18	078-912-5151	078-912-5152	

② 加古川市

	住 所	電話番号	F A X番号	備考
三郎記念クリニック	平岡町新在家 1350-1	079-423-2055	079-423-1256	
平成泌尿器科クリニック	平岡町新在家 2-266 -13	079-426-3305	079-425-5017	
県立加古川医療センター	神野町神野 203 番地	079-497-7000	079-438-8800	
加古川中央市民病院	加古川町本町 439	079-451-5500	079-451-5548	
たずみ病院	尾上町口里 790-66	079-456-2252	079-456-2258	
樂樂クリニック	加古川町栗津 581-2	079-427-5566	079-427-5589	
きたうらクリニック	野口町野口 220-1	079-453-5888	079-453-5889	

③ 高砂市

	住 所	電話番号	F A X番号	備考
荒川クリニック	荒井町日之出町 10-11	079-444-5566	079-444-2822	
高砂市民病院	荒井町紙町 33-1	079-442-3981	079-442-5472	
泉外科医院	伊保町 1-8-41	079-447-1111	079-447-5073	
阪本医院	神爪 1-11-15	079-432-2222	079-432-2115	
高砂西部病院	中筋 1-10-41	079-447-0100	079-447-0180	

④ 加古郡（稻美町・播磨町）

	住 所	電話番号	F A X番号	備考
コスモクリニック	稻美町国岡 2-9-7	079-496-5577	079-496-5578	
岡本クリニック	播磨町北本荘 5-10-11	079-437-2271	079-437-2273	

VI 関係資料

1. DMA T (災害派遣医療チーム、Disaster Medical Assistance Team)

(1) DMA Tとは

- ① 災害の発生直後の超急性期（概ね48時間以内）に活動が開始できる機能性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームである。
- ② DMA T 1隊の構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本とする。
- ③ 本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を主な活動とする。また、本部業務のサポート、病院支援や情報収集等を担うロジスティクスも行う。なお、医療チームの収集状況に応じて、必要な場合には、初期の避難所救護所での活動のサポート等を考慮する。

(2) DMA Tの派遣要請

- ① 県医務課又は県災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）は、DMA Tの派遣が必要となる可能性がある場合は、DMA Tを保有する災害拠点病院に対して待機を要請する。
- ② DMA Tの派遣が必要となった場合は、DMA Tを保有する災害拠点病院に対して派遣を要請する。以下の基準に基づき、管下の統括DMA T登録者等の意見を聴いて、必要に応じて速やかにDMA Tの派遣要請を行う。

（参考）県要綱によるDMA T待機要請基準

1. 県要綱による派遣（出動）基準に該当することが見込まれる場合

- (1) 県内において、20人以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる災害等
- (2) 県内において、被災者の救出に時間を要するなど、出動して対応することが効果的であると認められる災害等
- (3) 国あるいは他都道府県からDMA Tの出動要請がある災害等

2. 次の場合は、要請を待たずにDMA T出動のために待機

- (1) 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
- (3) その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
- (4) 津波警報（大津波警報）が発表された場合
- (5) 東海、東南海、南海地方で地震注意情報が発表された場合
- (6) 大規模な航空機事故、列車事故が発生した場合 等

※ 基準にとらわれすぎて、災害時の対応が遅れることのないよう留意すること

(3) DMA Tの主な活動

① 被災地域での活動

ア 被災地域で活動するDMA Tは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMA T活動拠点本部に参集し、その調整下で被災地域での活動を行う。

イ 被災地域で活動するDMA Tは、本部活動、病院支援、地域医療搬送及び現場活動を主な業務とする。また、現地の医療ニーズに応じて柔軟に活動する。

② 広域医療搬送

ア 広域医療搬送に携わるべく要請を受けたDMA Tは、各地域に指定された広域医療搬送拠点に参集する。

イ 広域医療搬送に携わるDMA Tは、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設、Staging Care Unit）の活動及び航空機内の医療活動を主な業務とし、併せてSCUへの患者搬送を行う。

(4) DMA T活動の終了

① DMA T活動の終了については、被災地域の都道府県がDMA T事務局及びDMA T都道府県調整本部の助言を踏まえて決定する。

(参考) DMA T活動拠点本部

1. DMA T都道府県調整本部は、必要に応じてDMA T活動拠点本部を設置する。
2. DMA T活動拠点本部は、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数設置する。
3. DMA T活動拠点本部の業務
 - (1) 参集したDMA Tの指揮及び調整
 - (2) 管内におけるDMA T活動方針の決定
 - (3) 管内の病院支援指揮所及び現場活動指揮所の指揮
 - (4) 管内の病院等の被災情報等の収集
 - (5) 都道府県内で活動するDMA T、医療機関へのロジスティクス
 - (6) DMA T都道府県調整本部、都道府県災害医療本部、都道府県災害対策本部、都道府県派遣調整本部、**災害時地域保健医療対策会議**等との連絡及び調整
 - (7) 消防、自衛隊等の関連機関との**連携**及び調整
 - (8) 医師会、保健所等と連携し、**災害時地域保健医療対策会議**におけるコードイネート機能の支援
 - (9) ドクターヘリの運航と運用に関わる調整
 - (10) 厚生労働省との情報共有 等

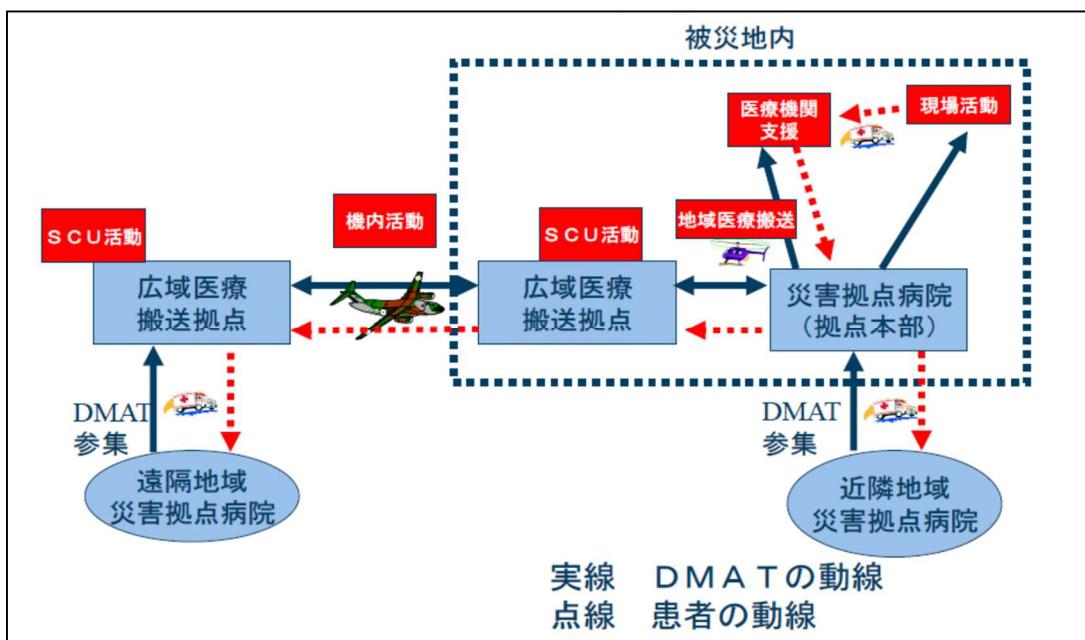
- ② 大規模災害時におけるDMA T活動の終了の目安は、JMATをはじめ、医療関係機関・団体から派遣される医療チームや地域の医療資源が確保され、組織的な支援が行われていることである。

(4) 兵庫DMA T指定病院

令和元年12月時点で、兵庫県は19か所の兵庫DMA T指定病院を指定している。

※ 東播磨圏域：県立加古川医療センター

図10 DMA Tの活動



2. 医療救護班

(1) 医療救護班の活動

- ① 被災地に入った医療救護班は、被災市町の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。
- ② 発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要配慮者 の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

(2) 医療救護班の構成

- ① 災害拠点病院救護班
- ② 日本赤十字社救護班
- ③ 県立病院救護班
- ④ 国立病院救護班
- ⑤ 公的病院救護班（県立病院、国立病院を除く）
- ⑥ 私的医療機関による救護班（J M A T を含む）

(3) 医療救護班の派遣・配置調整

- ① 県医務課は、健康福祉事務所や市町から医療救護班派遣の要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、県内の医療機関や医療関係団体等に医療救護班の派遣を要請する。さらに、重症被災患者者数や傷病内容から、県内で医療従事者の確保が困難である場合、又は困難となる可能性がある場合は、国（厚生労働省）及び他都道府県に医療救護班の派遣を要請する。
- ② 県医務課は、医療救護班調整班において県内外から派遣された医療救護班について配置調整を行う。
- ③ 加古川健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、東播磨圏域に派遣された医療救護班や自律的・自主的に集合した医療チーム等の配置に不均衡が認められる場合は、東播磨災害時地域保健医療対策会議において配置調整を行う。

（参考）東播磨圏域内の医療救護班

災害拠点病院救護班 県立病院救護班	県立加古川医療センター	1班
公的病院救護班 (県立病院を除く)	明石市立市民病院救護班	1班
	加古川中央市民病院救護班	1班
	高砂市民病院救護班	1班

3. JMAT (日本医師会災害医療チーム、Japan Medical Association Team)

(1) JMATとは

- ① 被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援することを目的とする災害医療チームである。医師、看護師、事務職員、薬剤師等で構成する。
- ② 災害発生時、被災地の都道府県医師会の要請に基づく日本医師会からの依頼により、全国の都道府県医師会が、郡市区医師会や医療機関等を単位として編成する。

(2) JMAT兵庫の主な活動

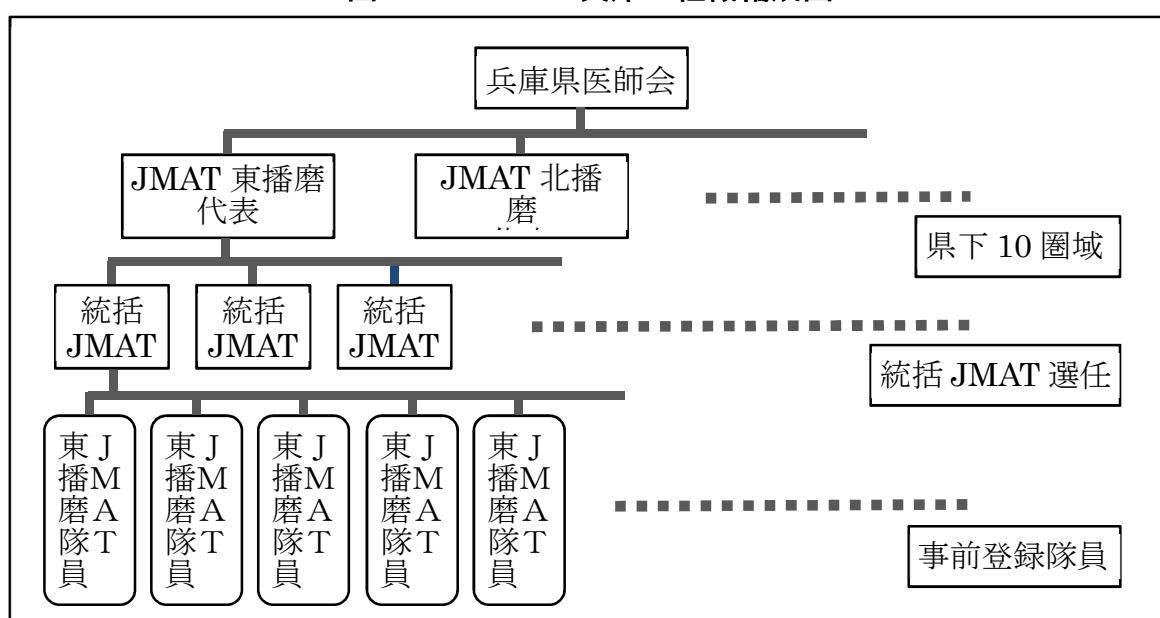
① 災害時

- ア 救護所の運営（避難所等における医療活動および健康管理）
- イ 避難所の巡回診療
- ウ 物資供給路、薬剤等の確保
- エ 被災地域内医療機関の支援
- オ 被災地医師会機能の復旧
- カ 慢性期疾患の管理
- キ 精神医療：心のケア
- ク 保健衛生事業

② 平時

- ア 地域住民に対する災害医療の啓発活動
- イ 消防機関・行政機関との合同災害訓練への参加
- ウ 災害時指定公共医療機関としての活動
- エ 関係機関（看護協会、薬剤師会等）との災害時対応の連絡協議

図 11 JMAT 兵庫 組織編成図



4. DPAT (災害派遣精神医療チーム、Disaster Psychiatric Assistance Team)

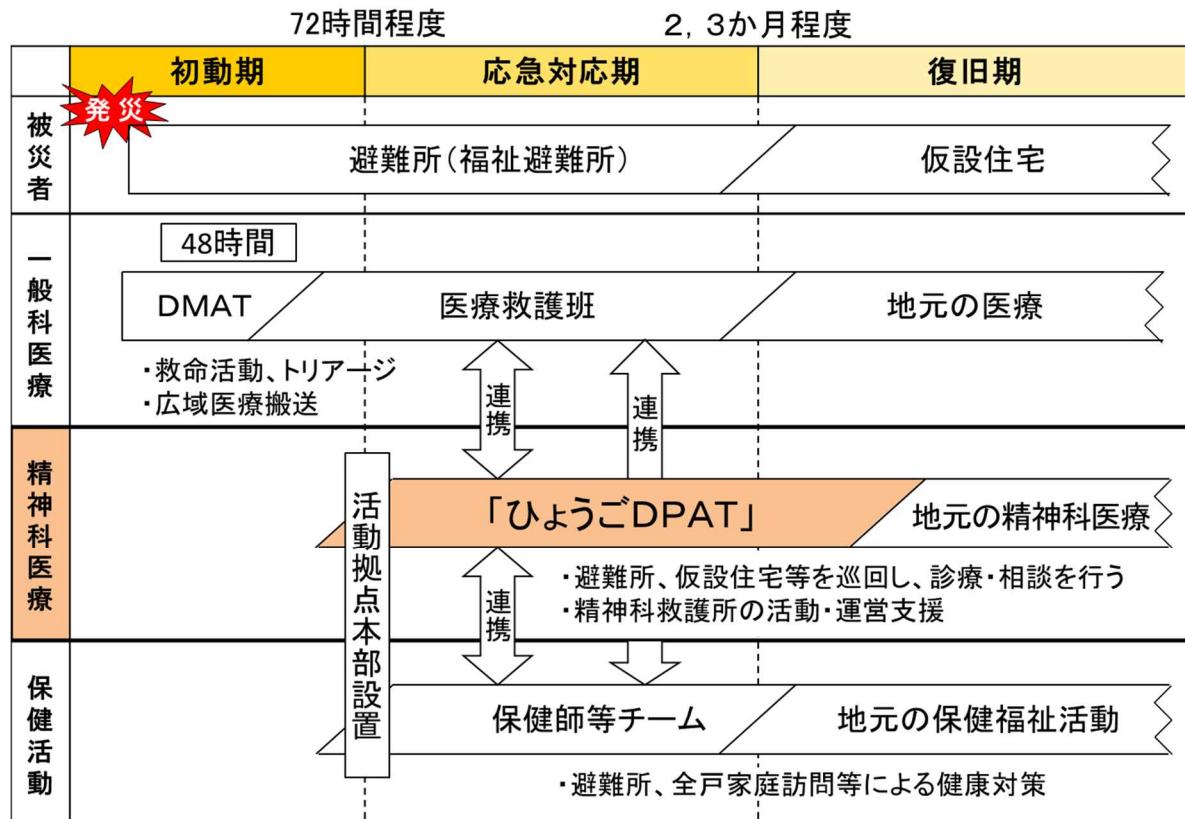
(1) DPATとは

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域における精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が拡大することが考えられる。

このような災害の場合、専門的な知識に基づいて被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握し、被災地域のニーズに応える形で、専門性の高い精神科医療の提供と地域精神保健活動の支援を行う必要がある。また、多様な医療チーム、保健師等との連携を含め、災害時精神保健医療のマネージメントに関する知見が必要とされる。

このような活動を行うために、都道府県・政令指定都市によって組織される、専門的な研修、訓練を受けた災害派遣精神医療チーム（こころのケアチーム）がDPATであり、兵庫県によって組織されたDPATの各チームを「ひょうごDPAT」という。県内での発災時には「兵庫県災害時こころのケアシステム」のもとで行われる精神保健活動のうちのひとつとなり、県外からの支援DPATが県内被災地において活動する場合も「ひょうごDPAT」の活動を適用する。

図12 「ひょうごDPAT」と保健師等チーム、医療救護班との連携



(2) 「ひょうごD P A T」について

① チーム編成

精神科医師（チーム長）1名、看護師1名、精神保健福祉士又は臨床心理士1名（以上、原則病院単位。複数登録可）、ロジスティック（県職員等）1～2名の計4～5名。

② 活動内容

「ひょうごD P A T」は被災地において医療救護班は保健活動と連携し、以下の活動を行う。

ア 救護所や避難所・仮設住宅等における精神科医療の提供

イ 被災地域の健康福祉事務所・保健所等が行う精神保健活動の支援

ウ 被災地域の支援者支援

③ 支援の対象者

ア 被災前から、精神科医療等の支援を必要とする者

イ 被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・P T S D関連疾患患者含む）

ウ 支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職員等）

④ ひょうごD P A T登録チーム

平成26年12月時点で、下記の6機関から兵庫県に対し参加の申し出があり、協定を締結の上、46チームが登録された。

ア 兵庫県精神科病院協会 34チーム

※ 東播磨圏域：明石こころのホスピタル、明石土山病院、東加古川病院、播磨サナトリウム

イ 県立光風病院 8チーム

ウ 県立淡路医療センター 1チーム

エ 公立豊岡病院 1チーム

オ 神戸大学医学部附属病院 1チーム

カ 兵庫医科大学病院 1チーム

(3) 「ひょうごD P A T」活動拠点本部

「ひょうごD P A T」調整本部（=D P A T調整班）が設置する。

① 設置場所

健康福祉事務所、中核市保健所等

※ 地域調整責任者（健康福祉事務所長、中核市保健所長）等の判断に基づき、関係機関と調整の上、適切な場所を「ひょうごD P A T」活動拠点本部とする。

※ 地域調整責任者は、市町保健センター等と調整し、複数の活動拠点を置くことができる。

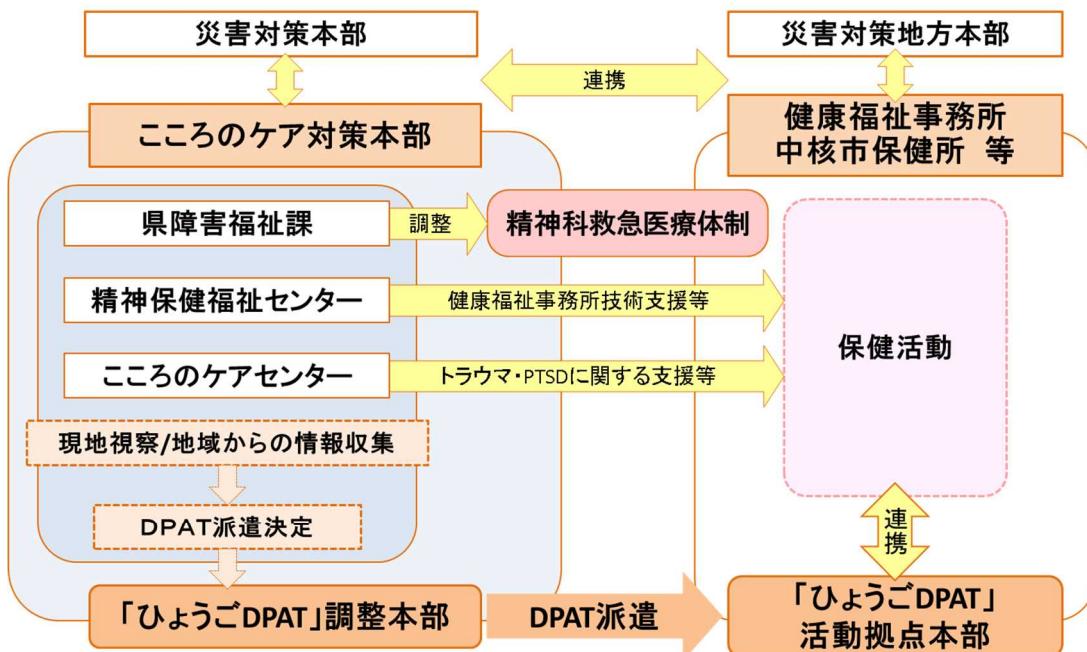
② 役割

ア 災害対策地方本部、「ひょうごD P A T」調整本部等との連携

イ 保健活動との調整

- ・ 健康調査の結果、要精神科医療対象者と判断した場合のD P A Tへの紹介
- ・ 救護所・避難所における要精神医療対象者のD P A Tへの紹介
- ・ 避難所、仮設住宅等におけるD P A Tを活用した「こころのケア相談室」等の設置

図13 災害時こころのケアシステム関係図（県内発生）



・障害福祉課…県庁担当課
 ・精神保健福祉センター…精神保健福祉法に基づき設置されている精神保健福祉に関する公的な相談機関
 ・こころのケアセンター…こころのケアに関する全国初の拠点施設として2004年に兵庫県に設置された機関

5. D H E A T

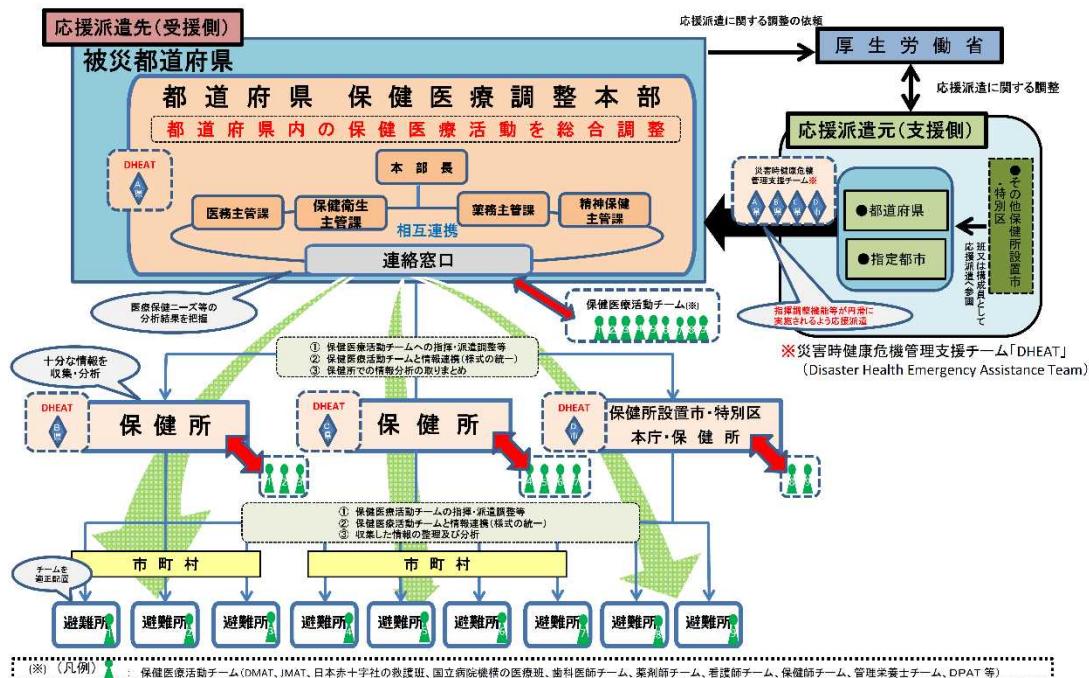
(災害時健康危機管理支援チーム、Disaster Health Emergency Assistance Team)

(1) D H E A T とは

被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能等への応援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成し、被災都道府県からの応援要請に基づいて応援派遣されるものである。

派遣されるD H E A T の単位を「班」といい、班の全部又は一部の構成員が順次交代して継続して業務にあたる一連の単位を総称して「チーム」という。

図 14 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣



- ① 被災都道府県等が行う超急性期から慢性期までの医療対策及び避難所等における保健衛生対策、生活環境衛生対策等の災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療調整本部及び保健所を応援する。

② D H E A T の編成

都道府県及び指定都市がその職員により編成する。

都道府県及び指定都市は、同一都道府県内の指定都市以外の保健所設置市の班及び職員をチーム編成に追加できる。

→医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士、精神保健福祉士、環境衛生監視員、食品衛生監視員、その他の専門職および業務調整員（ロジスティクス：連絡調整、運転等、DHEAT 活動を行うための支援全般を行う者＝専門職の兼務可）により、被災地のニーズに合わせて 1 班あたり 5 名程度で構成する。

(2) DHEATの活動内容

① 応援派遣されたDHEATは、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道等の保健所の指揮下に入るとともに、構成員が被災都道府県等の職員とともに活動することを基本とし、原則として独自の班単位では活動しない。

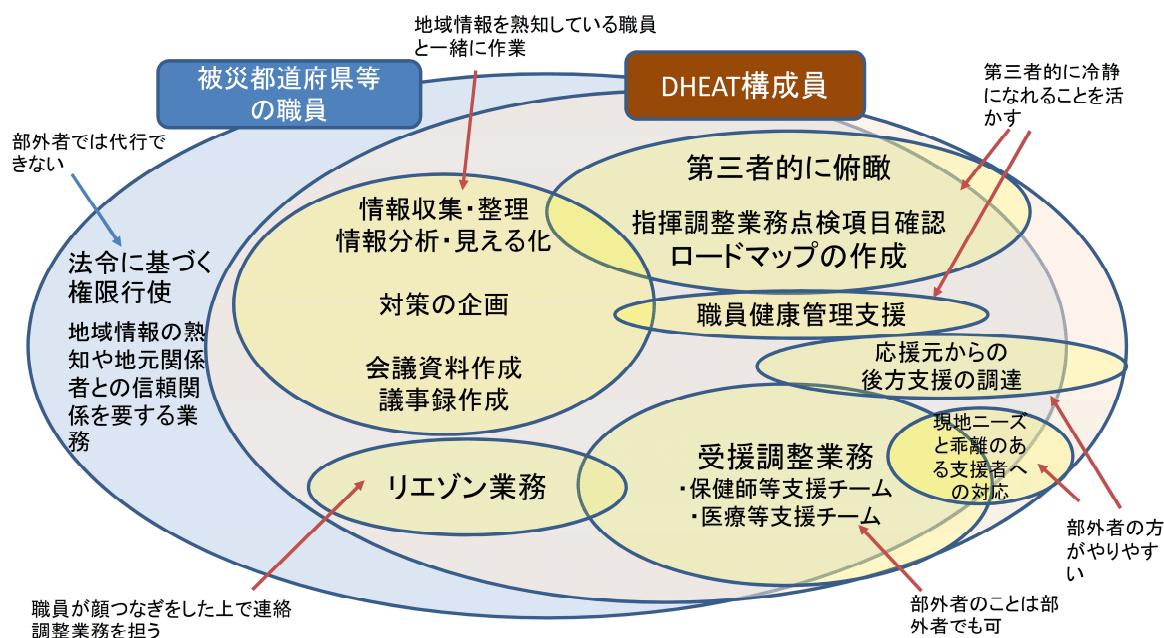
② DHEATが応援する被災都道府県等による指揮調整業務

以下の指揮調整業務が円滑に実施されるよう被災都道府県等の体制や災害の状況に応じて柔軟な活動を行う。

- ア 健康危機管理組織の立上げと指揮調整体制の構築
- イ 被災情報等の収集及び分析評価、並びに対策の企画立案
- ウ 保健医療活動チームの受援調整及び対策会議等による統合指揮調整
- エ 保健医療調整本部及び保健所への報告、支援要請及び資源調達
- オ 広報及び涉外業務
- カ 被災都道府県等の職員の安全確保並びに健康管理

**図 15 被災都道府県等の職員と
災害時健康危機管理支援チームの構成員の役割分担**

被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の職員は、法令に基づく権限の行使のほか、地域情報の熟知や地元関係者との信頼関係を要する業務を担い、災害時健康危機管理支援チームの構成員はそれ以外の業務及び第三者性を活かした業務を担うなど、それぞれの特性を活かした業務を担う。



6. 衛星携帯電話

(1) 衛星携帯電話への電話のかけ方

発信区分	相手先の 衛星携帯電話	番号入力
固定電話 携帯電話 PHS	から イリジウム衛星携帯電話※ IsatPhone Pro	010-8816-XXXXXX 010-8817-XXXXXX
		010-870-XXXXXX
	衛星携帯電話から イリジウム衛星携帯電話※ IsatPhone Pro	00-8816-XXXXXX 00-8817-XXXXXX 00-870-XXXXXX

※イリジウムの電話番号には、8816と8817で始まる電話番号がある。

【衛星携帯電話へかける際の注意事項】

- ① 衛星携帯電話への通話は国際電話扱いになる。固定電話・携帯電話・PHS からかける場合は、それぞれの電話から国際電話がかけられるように設定／登録する必要がある。
- ② 0発信による外線通話を行うような構内交換機（PBX）を利用している場合、発信番号に制限が設けられている場合がある。その場合、8816・8817から始まるイリジウムの番号、870から始まるIsatPhone Proの番号にかけられるように交換機の設定を変更する必要がある。

(2) 衛星携帯電話からの電話のかけ方

発信区分	番号入力
日本の固定電話あて	00-81-79-XXXX-XXXX 【00-国番号-市外局番-固定電話番号】
日本の携帯電話あて	00-81-90-XXXXXXX 【00-国番号-携帯電話番号】
イリジウム衛星携帯 電話※あて	00-8816-XXXXXX 00-8817-XXXXXX
IsatPhone Pro・イン マルサット端末あて	
	00-870-XXXXXX

※イリジウムの電話番号には、8816と8817で始まる電話番号がある。

【衛星携帯電話から電話をかける際の注意事項】

- ① 最初の「00」は「+」キーの長押でも代用できる。最初に「0081」とダイヤルする場合、「+81」と表記される場合がある。
- ② 衛星携帯電話からの発信では、電話番号が非通知となる場合があるため、非通知着信拒否の設定がされている電話にかけた場合、つながらないことがある。

7. 救護所設置予定場所 (各市町地域防災計画から抜粋)

(1) 明石市

設置場所	住 所
錦城中学校	上ノ丸 3 丁目 1-11
朝霧中学校	大蔵谷奥 4-1
大蔵中学校	西朝霧丘 4-7
衣川中学校	南王子町 7-1
野々池中学校	沢野 1 丁目 3-1
望海中学校	西明石南町 1 丁目 1-33
大久保中学校	大久保町大久保町 200
大久保北中学校	大久保町大窪 2030
高丘中学校	大久保町高丘 5 丁目 14
江井島中学校	大久保町西島 680-5
魚住中学校	魚住町清水 364
魚住東中学校	魚住町金ヶ崎 1687-14
二見中学校	二見町西二見 594

(2) 加古川市

設置場所	住 所	電話番号
加古川小学校	加古川町木村 222-3	079-424-3456
氷丘小学校	加古川町中津 886-1	079-424-3457
神野小学校	神野町石守 1043	079-438-5454
野口小学校	野口町野口 493	079-424-1890
平岡北小学校	平岡町新在家 1327-1	079-425-0260
平岡小学校	平岡町高畠 164-1	079-424-3460
尾上小学校	尾上町長田 519	079-421-4561
別府中学校	別府町新野辺北町 8 丁目 9	079-437-4545
八幡小学校	八幡町宗佐 345	079-438-0069
平荘小学校	平荘町山角 467	079-428-0014
上荘小学校	上荘町都染 400	079-428-2044
東神吉小学校	東神吉町神吉 156	079-432-3462
西神吉小学校	西神吉町西村 121	079-432-3463
川西小学校	米田町平津 108	079-431-3464
志方東小学校	志方町細工所 146	079-452-0306
志方西小学校	志方町原 587	079-452-0109

(3) 高砂市

設置場所	住 所	管轄区域
文化保健センター	高砂町朝日町 1-2-1	法華山谷川以東
竜山中学校	松陽 3-1	法華山谷川以西

(4) 稲美町

災害発生の状況に合わせ、次の設置予定場所から選定を行う。

- ① 小中学校
- ② 福祉会館

(5) 播磨町

設置場所	住 所	電話番号	FAX
播磨小学校	宮北 1 丁目 3-10	079-437-9849	079-437-9671
蓮池小学校	西野添 4 目 3-1	078-943-2211	078-943-9964
播磨西小学校	北本荘 4 丁目 5-1	079-435-3264	079-435-3179
播磨南小学校	古宮 170 番地の 1	078-942-0730	078-942-9637
播磨中学校	南大中 1 丁目 6-50	079-437-8147	079-437-1062
播磨南中学校	古宮 243 番地の 9	078-942-6622	078-943-6623
東はりま特別支援学校	北古田 1 丁目 17-17	079-430-2820	079-430-2821

A 3 地図の表面

A 3 地図の裏面

VII 参考文献

- 兵庫県地域防災計画 地震災害対策計画（兵庫県、平成 29 年修正）
- 兵庫県地域防災計画 資料編（兵庫県、平成 27 年修正）
- 地域災害救急医療等に係るマニュアル指針（兵庫県、令和元年 8 月）
- 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごD P A T」活動マニュアル ver 1. 0
(兵庫県、平成 27 年 3 月)
- 関西広域救急医療連携計画（関西広域連合広域医療局、平成 30 年 3 月）
- 厚生労働省防災業務計画（厚生労働省、令和元年 9 月改正）
- 災害時における医療体制の充実強化について（厚生労働省医政局長通知、平成 24 年 3 月 21 日）
- 日本DMA T活動要領（厚生労働省、平成 28 年 3 月 31 日改正版）
- D A M T 隊員養成研修（平成 26 年 4 月）資料（厚生労働省）
- B C P の考え方に基づいた病院災害対応計画作成の手引き（平成 24 年度厚生労働科学研究補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「東日本大震災における疾患構造と死因に関する研究」、平成 25 年 3 月）
- 平成 23 年度 J M A T に関する災害医療研修会（平成 24 年 3 月）資料（日本医師会）
- 災害時健康危機管理支援チーム活動要領（厚生労働省、平成 30 年 3 月 20 日）

Ⅷ 東播磨圏域災害医療マニュアル作成時 東播磨災害時地域医療対策会議 構成員（平成 26・27 年度）

区分	所属	役職名	氏名	備考
◎地域医療情報センター長	加古川健康福祉事務所	所長	高岡 道雄 今井 雅尚	26 年度 27 年度
○災害医療コーディネーター	県立加古川医療センター	副院長兼救命救急センター長	当麻 美樹	
医師会	明石市医師会	副会長	橋本 彰則	
	加古川医師会	副会長	後藤 義人	
	高砂市医師会	理事	大森 裕	
歯科医師会	明石市歯科医師会	理事	水田 雅之	
	播磨歯科医師会	会長	釜谷 隆秋	
薬剤師会	明石市薬剤師会	会長	松村 高明	
	播磨薬剤師会	会長	中尻 扶	
看護協会	兵庫県看護協会東播支部	地区理事	山田 久美子	
災害拠点病院	県立加古川医療センター	副院長兼救命救急センター	(当麻 美樹)	
		総務部長	竹内 芳弘 三千田 博	26 年度 27 年度
		救急総合診療科部長	小平 博	
公立病院	明石市立市民病院	涉外担当部長	藤川 忠史	
		院長補佐（兼）救急科主任科部長（兼）ICU・HCU室長	切田 学	
		機構事務部長	肥川 一元	
	加古川東市民病院	副院長	大保 英文	
	加古川市民病院機構（加古川西市民病院）	機構事務部参事	山脇 幹治	
	高砂市民病院	副院長兼救命救急センター長	佐牟田 健	26 年度
		脳神経外科部長	松井 利浩	27 年度
		総務課長	高橋 文彦	
民間病院協会	明石医療センター	副院長	河田 正仁	
	順心病院	外科部長	八田 健	
二次救急病院代表	明石市立市民病院	救急総合診療科部長	(小平 博)	
	たずみ病院	理事長	小林 良平	
消防本部	明石市消防本部	消防長	岡田 教宏 山本 徹	26 年度 27 年度
	加古川市消防本部	消防長	舛賀 文博	
	高砂市消防本部	消防長	田付 昌也	
県健康福祉事務所	加古川健康福祉事務所	所長	(高岡 道雄) (今井 雅尚)	26 年度 27 年度
	明石健康福祉事務所	所長	増田 宗義	
市町	明石市民・健康部	部長	田代 修三	26 年度
			藤本 一郎	27 年度
			豊島 まゆみ	
	加古川市福祉部	部長	名生 陽彦	
	高砂市健康文化部	部長	橋本 保正 岸本 修	26 年度 27 年度
	稻美町健康福祉部	部長	藤原 良知	
播磨町すこやか環境グループ	統括		高倉 正剛	26 年度
			山口 泰弘	27 年度

◎印：議長 ○印：副議長

**東播磨圏域災害医療マニュアル作成時
東播磨災害時地域医療対策会議 部会員（平成 26・27 年度）**

区分	所属	役職名	氏名	備考
地域医療情報センター長	加古川健康福祉事務所	所長	高岡 道雄 今井 雅尚	26 年度 27 年度
◎災害医療コーディネーター	県立加古川医療センター	副院長兼救命救急センター長	当麻 美樹	
災害拠点病院	県立加古川医療センター	副院長兼救命救急センター	(当麻 美樹)	
		救急科医長（日本統括DMA T隊員）	板垣 有亮	27 年度
		看護部次長兼看護師長	淺田 弘子	
		総務部次長兼総務課長	藤本 政高	
公立病院	明石市立市民病院	救急総合診療科部長	小平 博	
		看護部看護課長	川根 美智子	
		経営管理本部経営管理課総務係	國重 幸平	
	加古川西市民病院	院長補佐（兼）救急科主任科部長（兼）I C U・H C U室長	切田 学	
		看護師	川下 亜矢	
	加古川市民病院機構（加古川西市民病院）	機構事務部庶務課係長	原田 隆行	
	加古川東市民病院	副院長	大保 英文	
		看護副師長	大庭 由希子	
	加古川市民病院機構（加古川東市民病院）	機構事務部参事	山脇 幹治	
	高砂市民病院	副院長兼救命救急センター長	佐牟田 健	26 年度
		脳神経外科部長	松井 利浩	27 年度
		看護局病棟課長	宇野 明子	
		総務課財務係長	木下 貢	
消防本部	明石市消防本部	警防課救急救助担当課長	内山 満	
	加古川市消防本部	救急救助担当課長	西野 四郎 藤尾 浩一	26 年度 27 年度
	高砂市消防本部	消防課主幹救急救助担当	釣本 幹二	26 年度
		消防課長	中川 信行	27 年度
県健康福祉事務所	加古川健康福祉事務所	所長	(高岡 道雄) (今井 雅尚)	26 年度 27 年度
	明石健康福祉事務所	所長	増田 宗義	
市町	明石市市民・健康部	部長	藤本 一郎 豊島 まゆみ	27 年度
	加古川市福祉部	部長	名生 陽彦	27 年度
	高砂市健康文化部	部長	岸本 修	27 年度
	稻美町健康福祉部	部長	藤原 良知	27 年度
	播磨町すこやか環境グループ	統括	山口 泰弘	27 年度

◎印：部会長

東播磨圏域災害**時保健**医療マニュアル

平成28年3月発行（令和2年 月改定版）

兵庫県東播磨県民局加古川健康福祉事務所企画課

TEL 079-421-9109

FAX 079-422-7589